

市民文教委員会会議録

平成21年6月25日(木)

(開会) 10:35

(閉会) 15:53

○ 委員長

ただ今から、市民文教委員会を開会いたします。議案第81号 訴えの提起(飯塚市立穎田中学校校舎敷地の所有移転登記)を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 教育施設課長

それでは議案書の19ページをお願いいたします。議案第81号 飯塚市立穎田中学校校舎敷地の時効取得による所有権移転登記の手続きを求める訴えの提起についてご説明いたします。

提案理由としましては、時効取得による所有権移転登記手続き請求の訴えを提起するため地方自治法第96条第1項第12条の規定に基づき、本案を提出するものであります。原告は飯塚市で、被告は嘉穂郡穎田町大字勢田715番地、故井手口刃之助氏の相続人、事件名は所有権移転登記手続き請求事件であります。

事件の概要といたしまして、穎田中学校敷地の一部、飯塚市鹿毛馬1667番3は昭和27年に穎田村が共有者6名と交換で学校敷きとして取得した土地であります。どちらの土地についても所有権登記がなされておりませんでした。その後、昭和62年に穎田町においてその事実が判明したため、共有者6名のうち5名についてはその手続きが完了しましたが、被告とする1名については本人が死亡し相続関係が複雑であったため、代替地については贈与というかたちで飯塚市勢田在住の相続人の1名と所有権移転登記は完了いたしておりましたが、穎田中学校敷地の所有権移転登記は完了しておりませんでした。

合併後に教育委員会が所管財産の整理を行った際、この事実が判明したため調査を行った結果、現在相続権者が37名存在し、そのうち25名が個人の姻族にあたり当該土地を寄付による所有権移転登記は困難を極めるものと推測されることから、交換したという証拠書類が残っていないこと、及び50年以上中学校敷きとして使用していることなどの状況を弁護士と相談を行った結果、事件の処理方針といたしまして時間的にも早く解決でき経費も少なく済むということ、また相続人も裁判で争う場合を除いて、所有権移転登記に伴う手続きがいっさい不要であるとの理由により、個人名義の共有地、持ち分6分の1について時効取得による所有権移転登記の手続きを求め、福岡地方裁判所飯塚支部に訴えを提起するものであります。

20ページをお願いいたします。本件、訴え提起後において、裁判所または被告の要望、または申し出に基づき和解するものとしております。当該土地につきましては、21ページに添付しております所在地飯塚市鹿毛馬1667番3、地目は原野、地積は1,200㎡であります。以上簡単ですが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 永露委員

今課長が、今回の案件につきましては、時効取得による訴訟ということですが、簡単に時効取得というふうに一言でくぐられましたけれども、時効取得とは何かということぐらい説明してあげてもいいのではないのでしょうか。皆さん方は頭がよろしいでしょうから、理解してあるのでしょうか。全員が理解しているということではないと思うので、親切心でもって時効取得とはこういうものと、説明してあげてはよろしいのではないのでしょうか。

○ 教育施設課長

根拠法律となる時効取得につきましては、民法第162条1項で20年間所有の意志を持っ

て平穩にかつ公然と他人のものを占有した者はその所有権を取得する。2項で10年間、所有の意志を持って平穩にかつ公然と他人のものを占有した者はその占有の開始のときに善意であり、かつ過失がなかったときはその所有権を取得する、この根拠法令に基づきまして時効取得の手続きをおこなっております。

○ 永露委員

そこまでご説明いただけるならば、162条も1項と2項があるわけですから、今回の訴訟要因はこのうちの何項これこれを持って提出するものであるということまで言っただけませんか。

○ 教育施設課長

この案件につきましては、162条の1項をもとに訴訟を起こすものとしています。

○ 永露委員

なぜ2項が適用されないのですか。1項である根拠を示してください。

○ 教育施設課長

この件につきましては、弁護士のほうと相談いたしまして、162条の1項を適用するというので、弁護士と相談のうえ決定しております。

○ 永露委員

お尋ねになっている弁護士が、これですからこうですよ、じゃあはい分かりましたということですけども。じゃあなぜ2項ではなくて1項の訴訟要因になるのかということのご確認はなされましたか。

○ 教育施設課長

申し訳ありませんが、その件につきましては確認は行っておりません。

○ 永露委員

いわゆる1項と2項に分けられ、1項については期間20年、2項については10年という差があるんですね。この差の一番の大きな原因はもともとの開始時期における悪意か善意かという違い、それだけなんですよ。悪意でもってこの土地を取ってやろうと思って、そのまま20年間やっても結果として時効取得できるんです。だから、飯塚市がやることについては1項が適用されるということですので、それはちょっとおかしいのではないかと疑問を感じたのです。その点についての弁護士に考えについては、全くお聞きになっていないんですね。ただ、これによってやりますから、あっそうですか、じゃあお願いしますだけでしょ。どうですか。

○ 教育施設課長

申し訳ありませんが、そのとおりでございます。

○ 永露委員

今回予算に弁護士の手付金費用として、30万円の予算計上をなされております。手付金と終了後における成功報酬等も含まれているのかもしれないけれども、こういった訴訟における弁護士費用というものは、だいたい一般的にどの程度お考えですか。

○ 教育施設課長

一般的にとは理解していませんけれども、弁護士会のほうで決まっている金額ではないかと考えております。

○ 永露委員

あなた方は30万円の予算を出しているわけなんです。おそらくこれには成功報酬も含まれるかも知りませんが、いわゆる30万円の根拠となるものは、おそらく弁護士等にも相談されているわけでしょう、されているから30万円というものが予算要求されているわけでしょう。そうになると、いらぬこと聞かないといけなくなる、じゃ30万円の根拠はなんですか。これは手付金だけですか、成功報酬も含まれた金額ですか。

○ 教育施設課長

この弁護士費用の30万円につきましては、着手金が25万円、実費として5万円、合計の30万円という見積書をもとに計上いたしております。

○ 永露委員

そうしますと、これで終わりですか。違いますでしょ、その後に成功報酬というものが出てくるんじゃないですか。最終までこれで終わりということであればそのようにお答えください。

○ 教育施設課長

弁護士との打ち合わせの中では、相手方が異議申し立て等がなければこの金額で終わるということを確認しております。

○ 永露委員

それとですね、20ページに但し書きということで訴訟提起後に必要がある場合には、うんぬん和解するものとするという、この項についてももう少し詳しくご説明いただけませんか。と言いますのも、本来は訴訟をせずに話し合いの中ですれば、訴訟費用等いらないうわけですね。せっかくお金をかけてでも、提訴し解決しようとする姿勢はそれはそれでいいんですけども、ここにある但し書きの場合には、和解をするものとするということになっていますので、そこらへんをちょっと、私の頭の中ではかみ合わないのですが、特に必要がある場合、とかいうものについて、どういう場合なのかお答えください。

○ 教育施設課長

提訴後に相続権者の方から申し立てがあった場合に、弁護士のほうと協議を行っていくわけですが、その中で相続人のほうからそういう要望があれば和解するという内容につきましては、理解はしていない状況でございます。

○ 永露委員

被告の要望をですね、被告ということは相手方になるわけですが、相手方が37名いるわけですよ、1人か2人ならわかりますけれども、37名という状況の中で、こういうことってあり得るんですか。あり得ないから提訴するんですよ。どうなんですかね。37名という想像を絶する相手方が対象となるので、それに対していちいち話し合いとか、和解とか現実問題としてできないから、お金がかかってでも提訴をするということに決められたわけですよ。そういうことがあり得るのであれば、そちらのほうを先に先行させた方がいいのではないですか。もしそういうことが可能であるという考えが少しでもあるのであれば、でもそれは無理だという判断のもとで、今回の提訴に至ったわけですよ、どうですか。

○ 教育部長

今回の提訴は、和解が難しいということしております。相続人関係者37人のうち、何人かの方が提訴される可能性も残されております。提訴された受付の期間というのは、裁判所が決めますので、3ヶ月から1年の間、どれくらいかかるか裁判所が指定する期間になりますし、また、仮に被告のほうに訴えをされた場合にどういう条件を出されてくるのか、これもこの但し書き以降に書いておりますけれども、裁判所または被告人の要望に基づきということで、裁判所が和解勧告をする場合も想定されるのではなからうかということで、但し書き以下の文書をつけているということをご理解いただきたいと思います。

○ 瀬戸委員

相続人の1名に代替地の所有権移転を行ってあると、これものちのち異議が申し出られたときには、この分も問題になりませんか。

○ 教育施設課長

代替地につきましては、今飯塚市勢田在住の方が相続人になるということで、所有権移転はされていますので、代替地については問題になることはないと考えております。

○ 瀬戸委員

しかし、37名のうち何名か異議を申し立てる可能性があるんじゃないかと、なると勝手に

1人の人に相続をさせておけば、これも問題にならないわけじゃないでしょ、なりませんかね。結局飯塚市は代替地としてやっているわけじゃないでしょ。他の方が納得いかないと、別に私にお金をいくらくださいよと言われた場合、これは等価交換で終わっているわけじゃないでしょ。それについてお金を出せないわけじゃないでしょ、だから今回このような訴訟を起こされているのではないですか。問題ないわけじゃないですか。だからこういう手しかなかったから、こういうふうにやられているんじゃないですか。違うんですか。

○ 教育施設課長

代替地についての問題はないと考えております。37名いらっしゃいますので、難しいことがありますので今回は、中学校敷きについては時効取得による所有権移転登記の手続きを請求したわけでございます。

○ 瀬戸委員

異議申し立てがあった場合、金銭要求をされた場合、ここに但し書きがありますね、最後まで判決をもらうことになれば別ですけど、話し合いを応じるということになれば、いくらかの金銭要求をされた場合、そういう和解にのられるわけですか。

○ 教育施設課長

現在のところでは、どういう対応の仕方、相手方がどういうふうな申し立てがあるかを想定していないので、その時点ではそういうことも発生するかもわかりません。

○ 瀬戸委員

こういう訴訟になると、土地をあの人のみにやっただけで俺たちは承諾しないぞと、そしたら俺たちもお金をくださいよと、そんなことしかないでしょ。それは容易に推測できることではないですか、違いますか。他に和解するのに条件が出てきますか。肩もんでくれとか、足もんでくれとか、そんなことではないでしょ。お金か土地かの問題ではないですか。だからこれは和解をしないで、判決をもらうという姿勢でいかないと、和解でもしてたら話がつくわけがないじゃないですか、ではないですか。

○ 教育部長

代替地については、すでに所有権移転が済んでいますので、この分について今回の時効取得の分と切り離して考えております。この時効取得の分について訴えの提訴があった場合について基本的には、最後まで裁判所等の和解の調停…どういう形になるか想定できませんので、一応但し書き以下で、文書を入れさせていただいているものでございます。ただ金銭等の和解等について考えているものではございません。

○ 瀬戸委員

わかりますよ、時効のことだけで、でも他に何か想像できます。それは弁護士に聞きましたか。まずそういう提訴が、向こうから異議があった場合、当然前に戻るでしょ、なんで俺たちが相続人なのに、何で1名だけの名義になっているのかと、うちは対価を支払いましたと、等価交換で支払っているんですよと、それも時効になっているか、なっていないかという問題が出てくるのではないですか。異議申し立てがあったときに、私たちが権利があるじゃないかという話ではないですか。だから前に戻るでしょ。

○ 教育部長

この訴えの提訴につきましては、あくまでも鹿毛馬1667番の3の時効取得の分ですとさせていただきますので、訴えをされた方が、いわゆる等価交換した時点まで遡って訴えられる可能性もありますが、市のほうとしてはあくまでもこの時効取得のみで行くと、それは別の訴えになってくるのではないかと考えております。

○ 瀬戸委員

そこまで行く可能性は十分にあるわけですよ。和解に応じないで最後まで判決をもらわないと、そこまで行く可能性があるでしょと私言っているんです。どういう和解で弁護士が言われ

て、ここに書き込んであるか分からないけれども、判決をもらわないと色々ね、おそらくあたってみてそういう方がいらっしゃるだろうということで、今回訴訟を起こされているわけでしょう、そうすると必ずその方たちが言うてくるのは、あくまでも想像ですが、まあ土地のことだからいくらのお金が出るんじゃないかということで、金銭賠償をしてくださいと、うちはこれだけすれば納得しますよというような人が出てくるから、いわゆる時効取得をしようということになっていると思うんですね。だから、和解ではなくて判決をもらわないと大変なことになる、まあ和解のことが出て来たら次回報告をしてもらいたいと思いますけど、どういう内容になっていくのか、僕はそういうふうに思っています。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

採決いたします。「議案第81号 訴えの提起（飯塚市立穎田中学校校舎敷地の所有権移転登記）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第9号 「最低保障年金制度」の創設を求める請願」及び「請願第10号 物価に見合う年金引き上げを求める請願」、以上2件を一括議題といたします。

おはかりいたします。本請願2件につきましては、慎重に審査するため、閉会中に開催予定の市民文教委員会において紹介議員から趣旨説明を受けた後に審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、佐藤委員から「学校の荒れの問題について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。佐藤委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。佐藤委員に発言を許します。

○ 佐藤委員

本会議でも話題になっておりましたけれども、今学校の荒れということが出ておりますので、そのことについて質問したいと思っております。

○ 委員長

おはかりいたします。本委員会として、「学校の荒れの問題について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「学校の荒れの問題について」所管事務調査を行うことに決定いたしました。「学校の荒れの問題について」を議題といたします。佐藤委員に質疑を許します。

○ 佐藤委員

昨年度、私の子どもが通っております中学校が荒れたということで、昨年一年間、一生懸命動いて考えてしたものの一人として質問させていただきます。

本会議でも出ておりました、学校の荒れということです。正確な数字は結構ですので、そういう子どもの様子、それと不登校の種類、その学校の荒れに対して心労で悩んでいる、学校を休んだりされている先生の状態とかがあれば教えていただきたいと思っております。

○ 学校教育課長

いわゆる学校の荒れと申しますのが、問題行動というものでございまして対教師暴力、生徒

間暴力、器物損壊、いじめ等の発生でございます。今お尋ねになりました件につきましては、昨年度当該の学校におきまして、非常にそれぞれの件について発生の件数が多くございました。本年度についてはずいぶん、おかげで落ち着きを取り戻しつつありますが、まだまだ予断を許さない状況だというように認識をしております。

次に不登校の状況でございますが、確かにそのような学校の問題行動の多発に伴いまして、30日以上学校に行けない子どもの数は増加しております。市内で小中学校合わせますと約200名に上ります。その中で、3分の1程度が心因性の不登校でございます。心に悩みを持ちます。また、3分の1程度が遊び非行型の、学校に行っても面白くないので欠席をするというタイプの子どものでございます。そして、最後の3分の1が、学校に対する不信や友人関係に悩んで学校に行けなくなった子どもたちでございます。そのような状況でございます。

○ 佐藤委員

先生方の心労についての状況も教えてください。

○ 学校教育課長

失礼いたしました。昨年度、ご指摘のありました学校につきましては、子どもへの対応に自信を失くし、心身ともに疲労して病気休暇から休職となった教員が数名出ました。当該学校について本年度は現在のところ、まだ1名もおりません。

○ 佐藤委員

先生方の心労については、ここで言っても一緒の部分あると思うんですが、私が経験した中でどうしても病気がちになって休む、その先生が同じ町内、教育事務所内をたらいまわしになるというような光景を多々見ております。保護者同士が通じてますので、あの先生はこうやったよとか言われ、その先生が次の学校に行かれても苦勞されているような状況があるので、その辺はぜひとも配慮していきたいし、教育事務所の方、国県にも要望していただきたい。その先生がきちんと立ち直れるようにですね、そういう期間とかそういう時期も必要ではないかと思っておりますので、それはまた別の時にさせていただきます。

不登校について非行性の部分、学校不信という部分があるということなんですが、非行の部分は今からそのつど聞いていきます。ただ不信とかについては、子どもたちが新聞にも載っております大勢の中で自分の意見を言えないとか、そういうのも原因にあるそうなんです。その中で少人数学級とか取り組んである、少ない子どもたちで意見が通りやすいようにしている中、当然統廃合という今声が、大規模学校を作ろうとされてある方向性があります。その辺が大丈夫なのかどうかですね、その辺は今後研究をぜひされてください。統廃合の場面は公共施設の委員会中で、そういうこと含めて聞いていきますのでよろしくお願いします。

荒れの部分について今課長は、落ち着いてきてあるという方向を見られます。私はそう思っていないんですね。今日の朝も子どもを見ました、ある学校の子供です。ヘルメットを被っている子の方が少ないんです。確かに一時期、4月から多くなったと見えたとしてもそれは1年生です。今度来る夏休みを通したら、その子たちも同じようになってくると思います。2年生、3年生がしていないんですから。それを先生が注意できないんですから。保護者も全く見て見ぬ振りですから、私はできないと思います。服装にしてもそんなに変わっていない、これが夏服だから今はいいんです。冬服だったらひどいものです。私服のジャンパー、ズボンだけでは寒いからジャージをはいて来るんですよ、私服で来るんですよ冬服の時は。落ち着いたということは、そういうヘルメットの件数が、被ってくる子が多くなったとか、授業妨害の数が少なくなったとか、喫煙者数が減ったとかですねそういう実数で思われているのかどうかお聞かせください。

○ 学校教育課長

先ほど申し上げました、対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊の報告件数が、これは毎月、月例報告ということで各小中学校から月末までに報告をさせているわけですが、その実数が著し

く減少したために、昨年に比べてずいぶん落ち着いてきたというように判断をしておりました。

○ 佐藤委員

それは学校が頑張ったのか、例えばその荒れた子どもを持つ保護者がきちんと理解して躰をしたのかですね、そこは言いづらいでしょうから、僕は学校が頑張った部分が出てきたとおっております。本当の解決にはまだなっていない、いつか爆発する恐れがあるというふうに理解しておられます。

それでは校区外の子どもが通っておりますね、その子が実際荒れているという光景も目にします。校区外は誰が許可しているのか教えてください。

○ 学校教育課長

校区外の許可につきましては、許可をしているのは教育委員会でございます。種類は2通りでございます。

○ 佐藤委員

これも事例の一つとしてですね、ある学校の先生が「このまましたら、次この学校に来れないよ」と言ったことで対教師暴力が実際起こってますね。この子は仕様がなからまた同じ学校に通っていると思うんですが、そのときの委員会の指導としてどうも納得いかない。委員会が許可しているのであれば、委員会が率先してですね、きちんと対応して欲しかったといまだに思っております。学校任せというような思いがありますので、教育委員会がもっとしてその子がきちんと学校来てればいいんですよ、今現実。来ていないでしょ。先日もある小学校に行って花火を打ち上げてましたよ、しっかり見て来ましたんですね。

今までの教育委員会としての荒れた学校に対する対応は、決められたことしかやっていないんですよ。それでは直らないんですよ、実質今直っていないんですよ。だから教育委員会としてもっと、何か今までの方向ではなくて、積極的に保護者を呼んで、子どもを呼んで話してですよ、しないと学校では対応できない部分が荒れなんですよ。その辺の意見をお聞かせいただきたいんですけども。

○ 学校教育課長

実際には、異例のことだと思いますが、昨年度当該学校の学外から来て問題行動を起こしている子ども及びその保護者を三世帯それぞれに教育委員会のほうに呼びました。自分のほうからも直接、今何が問題で今後どのような行動をとらなければ許可の取り消し、これ文面にも約束事として記載していることですので、その書面も見せまして指導はしたところですが、今おっしゃるとおりなかなか思うような改善は見られていないという現状であることも再認識をしておる次第でございます。

○ 佐藤委員

去年のやり方も駄目だったんですよ。だからもっと研究されて許可を出す場合とか、そういう時にもっと研究していただきたいと思います。

それと本会議でも出ておりましたが、小学校から中学校にかけて子どもの様子が変わるということを書いてありました。確かに自分もそう思います。その要因はどうお考えでしょうか。

○ 学校教育課長

小学校から中学校にかけてそれぞれの問題行動の類別で見ましても、急増しているのが現状でございます。その大きな要因としては二つが考えられます。

まず一つ目が、小学校高学年から特に中学校入学時に学習内容が急増いたしますので、小学校5、6年生ぐらいから学習が分からなくなった子どもが中学校に入り、学習についていけない、授業が面白くない、そしてスポーツをやっていた子どももかなりの技能を身につけるとともに、また逆に、自分のその限界にも感じて自暴自棄になる、そのような時期が中学校の1年生から2年生にかけての時期だと思っております。それが荒れにつながるというのが一つの原因だと思います。

もう一点につきましては、これも同じように小学校高学年から中学校1年生にかけて家庭状況の変化に伴いまして、子どもが孤立してしまっている数も多くございますので、そのような背景上のところから子どもの心が乱れることが、二つ目の要因だというように分析をしております。

○ 佐藤委員

そうですね、それも要因と思います。今自分の子どもが小学校に通っているんですが、その小学校では中学校にも出ていこうと言って、6年生のときの担任が体育祭に一日中おってですね、やっぱりちょと髪の毛が赤くなっている子とか、「おまえなんしようとか」と注意していたんですよ。それで、子どもが言うことを聞くんですよ。私も子ども会、クラブチームを子どもがしていたんで、小さい頃から知っている子どもは、その幼いときの感覚で中学校になっても話すということで、色々自分が言ったら指導を聞くんですが、その荒れを失くすとか小中でそういうことを連携するということで、小中一貫とか言われたんでしょうか。その辺をお聞かせください。

○ 学校教育課長

基本的にその通りでございます。小学校の教員が中学生に、そして中学校の教員が小学校に、多くの教員が子どもたちに関わることで、きめ細かな指導ができるというように確信をしております。

○ 佐藤委員

そのことで私の聞き間違いであったらいけないのですが、小中一貫として当初は穎田だったと思うんですね。穎田がやっていくと、でいつの間にか菰田が出てきたように思うんです。当初は穎田小中学校で実践して広めていくかどうかを決めるということまでは自分、聞いているんですよ。本会議場でも複数校で実践していきたいということを言われたんですが、それは小中一貫なのか違うのか、その辺をお聞かせください。

○ 学校教育課長

小中一貫教育の研究指定校委嘱としては、平成20年度からのスタートでございます。そのスタート当初につきましては、1小学校1中学校のところのほうが連携がやりやすい。その連携がやりやすいところで、まず手始めに研究をスタートしようというところで、2校分の予算を学校教育課として持っておりましたので、そのような理由で菰田中学校区と穎田中学校校区でスタートいたしました。本年度、本議会場でも申し述べましたが、その研究枠とは別に教育委員会の一般の研究指定委嘱の予算もありまして、学校のほうが自ら手をあげて幸袋中学校のほうが、ここは1中2小学校の校区ですが、調査研究に取り組むというような形で本年度、またスタートしているところでございます。

○ 佐藤委員

その1中2小の連携ですね、その辺は教育委員会でどれくらい論議されたのかお聞かせください。

○ 学校教育課長

まず、事務局内部のほうではさまざまな先進地区にも行きまして、確かに1小1中で、しかも一体型の学校のほうが、先ほど質問者も申されましたような小学校の教員が中学生も見守る、中学生の教員が、生徒指導や進路指導の概念を持って小学生を育てる、そのような連携した教育がより手厚く実施できるものと思っております。しかしながら、市内の他の中学校校区はそうはいきません。学校が離れておりましたり、一つの中学校に複数の小学校が連携するという形もありますので、現実問題としてその連携型の小中一貫教育を進めるためには、どの程度までのことができるのか、そしてその推進のために私どもがどのように支援するのかについて調査研究を始める必要を感じたわけでございます。

○ 佐藤委員

事務局で研究された部分はわかります。教育委員さんの、その方たちがやはりこれからの飯塚市の教育の方向性を検討される、決めていく方だと思っんですよ。そこでどう検討されたのか、何回検討されたのか、その辺をお聞かせください。

○ 学校教育課長

本議会でも説明をさせていただきましたが、昨年度はその件について、教育委員会会議で検討されたことはございませんでした。本年度になりまして、まず5月の教育委員会会議終了後に教育委員さんのほうから申し出がありまして、教育委員会が考えている小中一貫とはどのような姿かということで学習会を持ちました。また、6月の教育委員会会議の中で、教育行政についてという項目の中で、その点につきまして資料の要求がありまして、7月の教育委員会会議では、その資料をもとに論議がなされるようになってきている次第でございます。

○ 佐藤委員

資料を要求して論議がなされるのに、まだ方針は決定していないのですか、教育委員会で。

○ 学校教育課長

教育構想とか教育課程そのものにつきましては、学校と教育委員会で決定できるものだと考えております。しかしながら、今回の小中一貫教育構想につきましては、学校再編や今回の頼田小中学校の建て替えとの関連もありますので、教育委員会会議のほうでお出しして、ご意見も十分に伺いながら再考していこうというように考えている次第でございます。

○ 佐藤委員

なぜこんなことを聞くのかというと、教育委員会でどんどんどん進んでいっているんですよ。前回も私、厚生文教委員会にいたんですけれども、小中一貫の話までは聞いています。どういうふうに進めていくのかという、こういう話は聞いていないんですよ。保護者だってそうなんです。私はこれに反対するわけではないんです。ただ、このことをきちんとそういう方たち、議員もそうだし保護者に納得していただけないと、私いけないと思っんですよ。学校がしました、はい保護者言うこと聞きなさいと、いうわけにはならない。やはりそういうところに下ろして方向性を、教育の論議をすることが必要だと私は思っています。特にPTAの中ですね、そういう考え方についてはどういう見解を持っていますか。

○ 学校教育課長

確かに小中一貫教育構想、そして一体型の構想、連携型の構想それぞれのメリットや今後のあり方について学校そして教育委員会だけでなく、保護者や地域のみなさまにもこのことを理解していただいて、より効果の上がる飯塚の教育を実現したいと思っんですので、今後そのような説明の機会も設けて推進をしていきたいと思っんです。

○ 佐藤委員

ぜひそう願っします。いつもそうなんです、違うところと言えば給食の民営化の委託のときもそうですし、給食の回数もそうなんです、直接単品でいかれるんですよ教育委員会は。きちんとした飯塚市のPTA連合会なりがあるのに、そこに方向性も示されないでいつもポンといかれるんです。これはそうならないように、良いことですからきちんと相互理解の上、もっといい小中連携、小中一貫校になるよう願っします。

では、荒れの問題に戻りますけれども、荒れた学校を直すには二つあると思っんです。荒れた子どもたちをどうにかしてきちんとさせるといふことと、小さい頃から教育をしてそういう荒れない子にするという二つの方法があるんです。荒れない子を作らないためにどうするのか、私は荒れた子を説得するには保護者が一番だと思っしております。今の中学校でも服装が直らない、タバコも吸う、保護者に言っても直らないというのが現状です。その保護者を家庭できちんと学習する、家庭教育を行うといふことの方針はどう考えられていますでしょうか。

○ 学校教育課長

トータルでの指導につきましては先ほどの、小中一貫教育構想を持って対応をしたいと思っ

ております。荒れへの具体的な直接指導につきましては、まずは地域保護者そして警察等の関係機関、保護者会との連携をして個別に対応を進めている状況でございます。今後保護者への啓発の必要性も教育委員会も痛感しております、昨年度より子育て講座ということも生涯学習課と連携して始めました。本年度はその回数を3回に増やしまして、多くの参加者においていただくために地区別開催も企画をしているところです。そのように、当該の保護者だけでなく周りの保護者のみなさんにも当初の段階から、正しいことと間違っただけの認識を持たせることが、我が子だけでなく周囲の地域を育てることにもなるという認識を持っていただきたいというように考えております。

○ 佐藤委員

それで、課長も分かると思うんですが家庭教育宣言。これは県のPTAが学校は今荒れていると、そういう状況の中、学校の先生たちに任せないと、保護者がどう子どもたちをきちんと躡していかとということで県の教育委員会とタイアップして取り組んだ事業です。これ飯塚市はほとんどしていないんですね、まだ半分くらいです、まだまだ。あれから何日か経っているんで増えたかも分かりませんが、きちんとこれに取り組んでいただきたい。

大川市、教育委員会とPTAと学校長でこういう冊子作っているんです、「生活習慣・家庭学習のすすめ」。これを保育園の園児からやるそうです。生活習慣と家庭学習の定着に取り組むことで子どもは変わりますと、ということで三者が協力してやっているんです。こういうことを飯塚でもぜひやっていただきたい。これが子どもを荒れなくするための一つの手段だと思っています。

荒れた子どもをきちんとするには、他のところがしていないことも積極的にチャレンジしていただきたい。警察OBを学校に来ていただくとか、地域の人をものすごく学校に入れるとか、うちは地域では良い授業もやっていますので、その辺をこれから積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、その辺の決意をお聞かせください。

○ 学校教育課長

まずは、新家庭教育宣言調査しましても34項中、いまだ23項が宣言をし登録をした状況ですので、これにつきましては本市で本年度、九州PTAの大会がコスモスコモンで開催されることにもなっておりますので、何としましてでも34項全てが、宣言の登録をし推進をする取り組みのきっかけとさせたいと思っています。二つ目は、学校が核となり地域、家庭と結びつきながら子育てや教育をすることの必要性を痛感しておりますので、今後の取り組む方向性の一つとしていきたいと思っています。

○ 佐藤委員

ぜひお願いいたします。この学校が家庭の状況をアンケートしているだけでは直らないんです。アンケートをとって保護者が自分の学校、自分の子どもたちはどうなんだと、だからどこを直そうとすることを動かないと、学校だけでしても一緒ということをお伝えしておきます。

それと、昨年でしたかね、麻生知事が筑豊教育事務所に来られて、市長と教育長を、筑豊は教育力が低いと言われて、怒られたようでありますけども、昨年度末に県の教育委員会の方と会う機会がありましたので、ものすごく憤慨しておりますと、学校も教育委員会も保護者も頑張ってますよと、子どもが荒れた状況の中にはここに筑豊の経済の理由もあるのではないかと、それを一概にああいう言い方されたら、頑張っている保護者はものすごく憤慨しておりますということも伝えました。筑豊では家庭教育宣言は、嘉麻市がすべてやっていますね、田川市がすべてやっています。その辺でやって、そこから家庭教育をして学力をつけると、そういうことを言われぬようにすると私は思っておりますので、その辺もぜひ今後進めていきたいと思っています。

そして、この学校の荒れの問題についてはですね、私の頭の中ではまだまだ質問したい事項がいっぱいありました。子どもが荒れる原因として、暴走族を見に行っている状況とか喫煙の

状況とか色々考えていたんですが、今日はここぐらいにさせていただいて、この問題は付託案件でもできます、所管事務調査でもできます、その都度させていただきますので、その都度経過をお聞かせくださいますようお願いして終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

次に、佐藤委員から「子どもの安全・安心の問題について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。佐藤委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。佐藤委員に発言を許します。

○ 佐藤委員

先日も潤野小学校で子どもがひき逃げに遭うという事件が起こっております。そのことも含めて子どもの安全・安心について質問したいと思っております。

○ 委員長

おはかりいたします。本委員会として、「子どもの安全・安心の問題について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「子どもの安全・安心の問題について」所管事務調査を行うことに決定いたしました。「子どもの安全・安心の問題について」を議題といたします。佐藤委員に質疑を許します。

○ 佐藤委員

先日潤野小学校の子どものひき逃げ事件がありました。その後対応をどうされたのか、夕方あったので次の日の朝には保護者が知ることで、自分の子どもに気をつけて歩道を歩きなさいよ、とか指導することで登下校の安全が多少は守れるんじゃないかと思いましたが、そのときの対応についてお聞かせください。

○ 学校教育課長

その当日の夕刻、事の概要と注意喚起の文書配布の指示をFAXにて全校に流しました。それを受けまして、各校で子どもたちへの指導と保護者への啓発プリントの配布を行いました。翌日の帰りになっている次第でございます。

○ 佐藤委員

朝、保護者に配布すれば子どもが持って帰るのは夕方、夕方保護者が見て次の朝しかできないんです。その点で、今の情報化時代ですからすぐにダイレクトに保護者に知らせる方法としてPTAでは「防犯メール」というものを取り組んでおります。うちの娘が特別なかもしれませんが、1年生のときに1回、2年生のとき1回、誘拐されそうになったんですね。特別ではないと思うんですよ、そういうことはいっぱいあると思うんです。

だからこそこの「防犯メール」ということを取り組みたいということで、今PTAが取り組んでおります。色々あって市のほうに要望したけれどもお金は出せない、嘉麻市では予算がついて教育委員会が一端を担ってやっているんです。出せないということで、PTAとしそのシステム会社に行ってますね、どうにかならないかと、守りたいということで。そしたら2年間無料にすると、実験テストとして、という回答を得て、その後もPTAとしては市が予算を付けてくれるかなと思って不安だったので、その後も交渉して飯塚市が所在地なんで、飯塚市に限っては他の地区の半額ぐらいでいいですよと、それであれば必要である保護者が払えと

思っているんですよ私は。財政が苦しい飯塚市に予算要求してもないないというのが答えですから、その辺までやっているんですけども市の教育委員会として、その「防犯メール」についてどう考えてありますでしょうか。

○ 教育総務課長

確かに、今委員おっしゃいますように「防犯メール」の活用性、必要性については十分認識をいたしております。特に先ほどの事件ではございませんけども、即効性という点からいたしますれば、文書配布とかそういうことに比べますと時間的なロスもございませんし、そういう意味では必要性については十分認識をさせていただいているところでございます。

しかし、先ほど申されましたとおり、私どものほうでも一応、先ほど嘉麻市のほうでというお話もありましたけれども、のほうに調査をいたしましたところ、1学校で月に7,000円、年間84,000円程度の費用がかかっているというようなお話を聞いております。これはランニングコストとしてでございます。これを飯塚市に置き換えますと、34校分でいきますと約280万円ぐらいの金額になるものでございます。それで、今回先ほども申されました2年間、PTAの方でされておるということにつきまして、お聞きしておりますのでこれにつきまして検証させていただきながらですね、教育委員会としてもですね、この必要性についてもう一度、この2年間含めまして、検証させていただきながら考えていきたいというふうなところを今のところ考えておるところでございます。

○ 佐藤委員

そういう情報だけでは遅いんですよ。それは1校につき7,000円という値段でしょ。そしたら飯塚市になったら1校3,500円かと、違うんですね、私は違う交渉もやっているんです。そうすれば、小規模校が使いづらい、PTA会費もない、一人一人の保護者の負担が増えるということで、一人についていくらかも検討してくれと。システム会社は1校いくらかのほうがいいんですよ、でも飯塚市はそうはいかんよと。そしたら、1人1ヶ月15円ですよ。大規模校はそれなりに増えます負担が、そういうことまで調べているんですよ。

ただこういう私が安心・安全で聞くかも分からないと、嘉麻市に問い合わせたぐらいの答えをここで言ってもらっても困るんです。検証するんじゃないんです、促進していかないといけないんですよ子どもの安全・安心守るんであれば。保護者より一歩先にいくのが教育委員会なんですよ。保護者と一緒に歩いて行って、後ろから保護者がしているものを検証していきますという立場では遅い。考えが甘い。もし子どもが誘拐されたり、命が亡くなったりしたらどうするんですか。そういう良いものがあって、事前に防げるかも分からないんですよ。そういうことに対しては一歩先にいって研究しないと、私は推進していくとか、今から遅いですよ検討が、何年前に若菜小学校が始めてますか。たぶん本会議でも、後藤議員だったと思いますが、質問されて全市に使えるよという質問もあって答弁しているはずですよ教育委員会が。私は今の答えでは納得できないのですが、それでも検証していく、今から研究していくんですか。研究は終わってないといけないと思うんですけども。

○ 教育総務課長

今から研究していくのか、それでは遅いということに関しましては、確かに私の認識不足の部分があったかとは思っております。先ほどPTAのほうでということ、されておる部分につきまして、学校のほうに調査いたしましたところ、まだ学校のほうでも取り組みが全部なされていないというところも聞いております。学校のほうと実際の配信の方法だとか登録の方法だとか、そういったことに関しましての事務的なもの、そういったことにつきましても遅いと言われますけども、早急に調べましてその件につきまして今後の取り組みを考えていきたいというふうに考えております。

○ 佐藤委員

他の自治体では、予算付けもされて教育委員会が率先して進められているんです。学校が、

他のところが入っていないからということじゃ、実証データは取れないんですよ。そしたら、教育委員会としてデータが欲しいなら、促進してデメリット・メリットを出すように指導したらどうですか。私が危惧するのは、この「防犯メール」の説明会をしたときに教頭会で、「教頭の雑務が一つ増えるんでしょ」という発言をされた教頭がいるんですよ。そんな学校に任せてPTAで取り組みますよと、教頭は雑務が増えるからしないっていうのが現実ですよ。そしたら教育委員会と進めて、使えと言っているわけではないんです。デメリット・メリットと一緒に出していきましょうよと、使ってくださいという姿勢もあってもいいんじゃないでしょうか、教育委員会として。雑務が一つ増えると言ったんですよ、教頭会で。そのことを聞いても今の意見と変わらないかどうかお聞かせください。

○ 教育部長

安心・安全メールの有効性、即時性については理解しているところでございます。ただ、現実携帯等をみなさん持っているかという問題が一つございます。昨日の潤野小学校の件に関しましては、該当校につきましてはPTA役員さんにご連絡したと、その中ではPTA役員さんの形で連絡ついていると。私、翌日参りまして、9時ごろでしたけれども全校集会をし、その中できちっと子どもたちに指導し、その日学級でも指導し、帰るときにきちっとした保護者宛の文書のかたちです、していると。そしてその日から、交通安全にもですね、何箇所って言いましたか、ちょっと忘れましたがけれども箇所数立っていただくと。というような形で、確かに前日の晩に即日連絡がつけば一番よろしんでしょうけど、きちっとした対応をどうするかということですね、やっぱり文書なり直接子どもたちに説明していくことによってですね、潤野小学校の件につきましては対応させていただいております。

安心・安全のメールにつきましては、議員、質問者お話のとおりでございますけれども、一応うちのほうとしましても、校長会等でですね一応説明はさせていただきまして、各学校ごとのPTAと協議をした中で実施する、実施しないということを研究してくれというふうなかたちで終わっております。ただ今後こういう事件もございますので、またもう一度教頭会と言われましたけれども、校長会等でですねこういう有効性についてまた説明をし、取り組みをできるような形でしていきたいと、まあ実証実験というようなかたちにはなりますけれども、したいと考えております。

○ 佐藤委員

最後は上手くまとめられたような感じがしますがけれども、最初はメールがどれくらい保護者が持っているか分からないような発言もされました。まだ研究が足りないです。

若菜小学校で、あそこは浸かりますね、明星寺川が。浸かるということで全児童を、大雨洪水警報が出たので体育館に避難させました、防犯メールで流しました、80%の保護者しか登録していないです、それでも40分後には全児童みんな帰ったんですよ、保護者が迎えに来て。20%入ってなくてもカバーできるんですよ。そういう実証もしているんですね、だからそういう認識は甘いと思います。いかに多く登録していただくかにかかっているということなんで、その辺も、実際実験やっているんですから、その辺もお含みおきしていただきたいと思います。

この問題もですね、本当は耐震安全という面で耐震の部分も聞きたかったし、今後のスケジュールも聞きたかったんですけども、これも毎回させていただこうと思っておりますので、この辺で終わりたいと思っております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 鯉川委員

今のことに関連してお聞きしたいのですが、子どもたちの安全について、私片島校区なんですけれども、片島校区でここ一、二年のうちに川津のほうで信用金庫か何かに強盗が入

った事件、それと西川津のほうである建設会社さんがピストルを打ち込まれた事件、片島の西鉄バスの営業所に爆弾が仕掛けられたという事件、そのすぐ横の玉翠堂の横にあるアパートに強盗が入った事件、まずここら辺の事件というものは掌握してありますか。

○ 学校教育課長

今ご指摘のありました件につきましては、学校からもしくは警察のほうから、そして筑豊教育事務所のほうからそれぞれ連絡がありまして把握をし、学校からの連絡でない場合には、学校にも直接連絡するとともに、その近隣学校にも警戒や巡回について対応するように指示をしたところでございます。

○ 鯉川委員

これは教育委員会に言うことではないんですけども、警察側の対応というか、連絡が全然学校にもどこにも来ないんですよ。我々、地域安全推進隊というのを立ち上げてやっているんですけども、銀行強盗が入ったときにもピストルを持ってうろうろしているからということで、子どもたちが下校しだして、警察があまりにもうろうろいるから、何か起こったのですかと聞いたら、包丁か何か持ったものがうろうろしていると。ということで片島では慌てて子どもたちをまた学校に引き返した事例もあるんです。

そういったことで情報が警察官遅いのではないかとということで、総務課のほうから警察へもやくやく言っていましたし、とにかくリアルタイムな情報を流してくれということで再三言ったにも関わらず、西鉄での爆弾事件、この時も何も連絡がなかったもので、子どもたちを帰して、それで慌てて先生たちが走って子どもたちを連れ戻しに走ったと。そのときにも、以前言っていましたので多少憤慨して、警察のほうにもやかましく言いました、何で連絡してくれないのですかと、学校でもいいから教育委員会でもいいから、そしたらまだはっきり確認ができていなかったから情報は流せなかった、その爆弾というものが確かなものではなかったから連絡が流せなかったと。だからそういう事件が起こったら必ず、教育委員会なり直接学校でもいいから、そこら辺の学校には流してくれとお願いした、その三日後にですよ、玉翠堂の横の横山アパートで強盗事件が起こって、そのときも連絡が何もなく子どもたちを帰した。

正直言って、教育委員会ではなくて警察のほうに私は言いたいのですが、そこら辺を何か問題が起こったときに、子どもたち直接被害が及ぶような傷害事件で、ナイフを持っていたということですから、やっぱりリアルタイムな情報を流して、学校で子どもたちを保護するような、もちろん情報が早ければ、今佐藤委員が言われたようなメールで一斉に発信することもできるんですけども、そういう情報が遅かったらメールで発信することも遅くなると思うんですよ。だからなんとか警察のほうにそういった大切な情報というものは、隠してあるのか忘れてあるのか分からないのですけれども、やっぱり教育委員会からのほうも強く言っていただいて、リアルタイムな情報を流していただいて子どもたちの安全を確保していただきたいと思います。

○ 学校教育課長

ご指摘ありがとうございます。学校警察等連絡協議会というものも結成しまして、警察の暴走族等の巡回パトロールには教育委員会そして学校も協力して取り組みをおこなっている次第でございます。そのようなこともありますので、今回のような危機的な状況につきましては当然教育委員会もしくは学校のほうにですね、すみやかに連絡をしていただくように警察のほうにも強く要望いたします。

○ 鯉川委員

警察の情報は遅いと思われ、早いと思われ。

○ 学校教育課長

今起きましたそれぞれの事案につきましても、発生時からしますと早いもので30分、遅いものでしたら1時間後に知らせがありましたので、当然現状では遅いというように認識しております。

○ 鯉川委員

今の質問と変わるのですが、可愛らしいお願いをしたいと思います。私、健康のために朝と夜、ウォーキングをしているのですが、夜のウォーキングコースは九工大のほうをずっと回って、朝のウォーキングでは市役所方面のほうへウォーキングしたり、堤防の上をウォーキングしたりするんですよ。ウォーキングする時間帯というのは6時ごろであったり、市役所の登庁時間である8時半前後であったりするわけですが、その中で一中の生徒であったり、立岩小学校の生徒さんが通学している。そしてグッディのほうから、一中のほうに来る子どもさんがいる。その中で車がビュンビュン飛ばしてくるわけですよ、これは非常に危ないなと思って見ていたら、よく見る顔で知った顔、市役所の職員さんだったりするわけですよ。市役所の前を歩いてウォーキングしているときは、裁判所の前ですかね、あそこらへんに横断歩道があるわけですよ。子どもたちはそれを渡りたいと思って待っているんですけども、なかなか止まってくれない。ぽっと見ると誰とは言いませんが、飯塚市の職員さんが横断歩道で止まっている子どもたちに止まりもせず行かれる。やっぱり、市役所の職員さん自ら子どもたちの安全を守るという観点から、そこらへんを子どもたちを見守るという意味からしたら安全な運転を徹底していただきたいなど、可愛らしい要望でございますけれども、なんとかそこらへん徹底していただきたいと思います。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

次に永露委員から「教育について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。永露委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。永露委員に発言を許します。

○ 永露委員

先日の一般質問でも盛んに教育に関する問題が出されております。今日もお二人の方から熱い思いが色々出ております。それだけに私も教育を一番考える人間としては、頼もしいことだなと思うと同時に、飯塚市も捨てたものではないなとまだ思っております。そういう意味で教育という広いエリアになりますけれども、今日はその中でも2点についてですね、教育委員会、これは一般質問でも論議なされましたけれども、教育委員会のあり方についてと、いわゆる学力向上についてということで、時間もありませんので簡単にさせていただきたいとこのように思っております。

○ 委員長

おはかりいたします。本委員会として、「教育について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「教育について」所管事務調査を行うことに決定いたしました。「教育について」を議題といたします。永露委員に質疑を許します。

○ 永露委員

まず教育委員会のありようについてということで、私はこのことについてはもうずっと申し上げて参りました。私が申し上げている教育委員会は、教育委員会事務局のことではありません。教育委員会のことであります。先日も一般質問の中で、教育委員会に対するある意味での不信といいますか、もう少ししっかりやって欲しいという叱咤激励の言葉だったんだろうと思います。がなされまして、まず確認をしたいんですけども、いわゆる教育委員会の会議がありま

す。これは月に一度ですか、定例が第二水曜日ですかね、何かそういうかたちで決まってあっておりますが、せっかくあっておるんですけども、現実問題としていわゆる活発な議論が行われていないんじゃないかと、せっかくの教育委員がおりながら、そういう場がありながら、我々が求めているような、今色々話されましたけれども教育が抱える問題がものすごくあると思う。もう底なし沼のようにたくさんあります、色々なかたちで。ですからそれらの問題について、活発な議論をやっていただいて、それが少しでも飯塚市に反映できるようにして欲しいと、私どももそう思っていますし、みなさんがたもそう思っておるということでの発言だろうと思うんですけども、そういう議論がほとんど行われていないというふうに議事録等も取り寄せられて発言をされております。

私も実際議事録を見たことありますけれども、果たして教育委員会においてはそのような活発な、我々が願っているような、思っておるような、活発な議論が行われていないのか、この前はいないと、そのような議論が残念ながら行われていないというふうな発言が強く出されておりましたけども、そこらへんの認識を再度教育部長なり確認をしたいと思いますが、いかがですか。

○ 教育部長

本議会の中での一般質問の中でも質問がっております。教育委員会の議事録では質疑の部分が少ないので、本教育委員会が機能していないのではないかと。質問者言われるとおり、教育委員会会議につきましては、毎月1回定例会、第二水曜日に実施しております、それ以外随時臨時会等しております。会議に諮る議案書につきましては、各委員に事前に配布した中で、それにかかる説明、あるいは意見交換を行っております。したがって十分に議案の内容を認識された中で委員会会議が行われているということで、内容的な議論が少ないのではないかと。そのこと自体で、その教育委員会の機能があまり果たされていないとは考えておりません。

○ 永露委員

今いみじくも部長言われましたように、端的に言えば事前審査をやっているんですよ。例えば、我々の委員会で言えば事前審査をやっているんですよ。そこで、すべてのことについてお話をし、ああなるほどなと了解をとって、そういうかたちで委員会に臨めば何も出てくるわけではないじゃないですか。ですから、教育委員会はいわゆる教育委員会事務局の追認機関なのかとかいう言葉も出てくるんですよ。そうであってはならないでしょ。追認機関ではないんですよ。

あなたがたはとにかくあまり問題にならないように、ああいう公開の場ですから公開の場で色々論議が侃侃諤諤行われて欲しい、私どもはやって欲しいのですけれども、そういうことがないように前もって説明をし、ご理解をいただいてそれから公開の場、会議に入る。そういうことをやると、何も出てくるはずないじゃないですか。ですからあなたがたは、ちゃんと委員会のみなさん方とも協議をし議論も行っておるというそういう気持ちでおっしゃるけれども、でも我々の立場からいうと何も出てこない。ということで、この前の一般質問の内容になったんだろうと思うんですよ。

その点についてももう少し改革をするというお気持ちはございませんか、例えばそのようなことに対して、委員側からのそういうことでは駄目だと、堂々と公開の場で色々な教育の問題について活発な議論を戦わそうじゃないですかというご提案等もないんですか。素晴らしい方々が委員になっておると思いますよ。委員の要件としてありますでしょ、人格高潔、いかがですか。

○ 教育部長

事前に配布をいたしまして、教育委員会会議の前後にですね、逆にその研修会と申しますか最新の教育行政のあり方とかそういう問題等についてですね、教育委員さん5人での意見交換と申しますか、懇談会を行っております。

その中でやはり質問ということで、4月なり5月…私が赴任いたしまして3回あっております。3回あった中では非常に教育行政についてということで議論が結構あっておりまして、今後やはり教育行政という教育委員会のですね、委員会で言えば付託議案といったようなかたちのものですが、その中でかなり意見が今現在出ておりますので、今度7月8日にも公開で教育委員会会議がございます。その中でも今後活発なですね委員会の中で意見がされるのではないかと考えております。また教育委員会さんの研修事業としてもですね、色々な現場に出て行ったりですね、そういったものをしていく中でですね、現場を見た中で意見が、教育委員会会議の中で積極的に出てまいれば、事務局としてもそういったものを取り入れまして、教育行政にですね反映させて参りたいと考えております。

○ 永露委員

私もこれまで教育委員会のあり方について、議論のあり方について、会議のあり方についてずっと申し上げて参りました。その最たるものが、嘉穂総合高校の移転の時期です。これは端的に言えば、公立高校ですから県の所管になるでしょ。だからといって飯塚市が無関係であるとは言えない。飯塚市の子どもたちが大勢通っているところですから。通学し入学するところですから。当然そのような時期に私も傍聴にいきました。当然そこで活発な議論があるんだろうというふうに思いましたけれども、全くないんです。

先ほど言いましたように、公立高校ですから直接的な問題はないにしても、大きな関連性はあるわけです、飯塚市にとっても。そのときに新しい高校になったときに、ITに関する学科も新たな高校には設置すると、設けると、まさに我々が大学の誘致の時期から、もう30年も前から目指していたものがやっと、大学だけではなくて高校と連携できるような、やっとそういう体制ができるなど喜んでいました。ところが結果としては、2市8町の市長をはじめ、町長、首長はぜひ桂川にいてくださいという陳情書も出されました。そういう時期に開かれた教育委員会ですら、全く議論にならない。

教育部長、私の知らないところでやったことですからということではないんでしょうけど、でもこれは本当に大問題なんですよ飯塚市にとって。逆に言えば、よそにある高校を飯塚市にぜひ欲しいというような内容ではないですか。そういう内容の高校をうちは結構ですから行ってください、ぜひ桂川に行ってくださいと何ですかこれは。ですからそのことについては言いませんけれども、それは私の感じていることですから、でも少なくともそういう時期に開かれた教育委員会の中において当然議論すべき問題ではないんですか。ただ単に高校が行くという問題だけではないんでしょうから、飯塚市の教育に対する問題点でもあるんですから、当然議論があって然るべきだと思って傍聴に行きましたけれども全くない。このことについて、個人的な見解でも結構ですから部長いかがですか。

○ 教育部長

高校の移転につきましては、私も2市8町の合併協議のときに桂川のほうに統合させた高校ができるというお話は聞いております。ただ教育委員会内部の中でそういう議論があったかということは、先ほど議員ご指摘ございましたけれども、正直言って知りえてないというか、協議されなかったのではないかと思います。ですから飯塚市の教育委員会が小中学校だけだというような観点ではございませんけれども、幼稚園もですけども、全体的な飯塚市の教育のレベルを上げるために、やはり協議していかなければいけない事項であったかなと個人的には感じております。

○ 永露委員

結局は、私が思っているのは、少なくともせつかくの教育委員会、素晴らしい方々がなられた教育委員会という制度があるんですから、これをもっともっと活用して欲しいということです。活用するということは、委員会の中で活発に議論を戦わせて欲しい。それを押さえ込むようなことを、結果的にはそうなっているんですからね、そんなことをしないで堂々と公開の場

で議論してくださいよ、公開の場で議論しないと後に残らないでしょうが、何が話されたのかという議論になったのかということのが何も残らない。だから議事録を見ても何をやっているんですか、何もやってないんじゃないですかということと言われるんですよ。せっかく公開の場ということになっているんですから、その趣旨を生かして堂々とお互いの問題点についての議論をぜひやっていただきたい。これは教育長にもお願いをしておきます。

それと併せて、先ほどからも色々、本会議でも委員さんの中からも出ておりますけれども、教育そのものが抱える問題がむちゃくちゃに多いんです。色々問題点は、しなくてはならないことが、時間も金も人もなんぼあっても足りないくらいの問題がいっぱいあるんですよ。

ですから、例えば、昔お願いしていたのですけれども、教育委員会がありますからそれぞれの問題点のテーマをあげてですね、一つのテーマをあげて、何でもいいんです、今日言われたようなことでもいいですよ、何でもテーマをあげて今問題になっていることはこういう問題がありますから、ぜひ教育委員さんの意見を聞きたいとか、そのことについての議論をぜひやっていただきたいとかいうことを毎月一回でもいいですから、テーマを一つでもいいですからあげてぜひやっていただきたい。その課題について心配することないでしょ、右も左も上も下もいっぱいありますから。探す必要もない。手を伸ばせばいくらでもあります。そういうことをぜひやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○ 教育部長

定例の教育委員会の中でも、先ほども申しましたけど、教育行政についてという自由討議ができる時間がございます。例えば給食についてとか、一貫校についてとか教育委員さんたちから言われたテーマで協議もしております。4、5、6月で判断しておりますけれども、その中で事務局としましてもこういう問題ということで投げかけていけるようなものがあれば、たくさんあると思いますけれども、今後していきたいと考えております。

○ 永露委員

せっかくの教育委員さん方がそれぞれの気持ちを持って、飯塚市の教育行政のために頑張ろうという気持ちになっておられるんですから、そういう気持ちを抑え込まないように、結果として抑え込んでいるんですよ。ですからそういうことのないように、活発な議論を公開の場で堂々と戦わせていただくように、ぜひやっていただきたいと思います。このことについては、また機会があればやりたいと思います。

次に、いわゆる学力向上ということが言われておりますけれども、もともとは約12、3年前ですか、14、5年前ですか、いわゆるそれまでの学校の教育の方法について仕方について、いわゆる詰め込み主義だとか偏差値偏重だとか、とかいうことから始まってそれが当時行われおった統一テストですか、統一テストが例えば廃止になる、そのことから人間本来の姿を取り戻すために、ゆとり教育を始めようじゃありませんかと、大きな転換があったわけなんです。そしてまた昨今、これでは駄目だと、やっぱり学力向上を図らないといけないと。おそらく現場が一番迷惑だろうと思います。これは国が悪いんですから、国の方針が大きくそのたびに変わるんです。そのことに対して文句ありませんか、教育部長。

○ 学校教育課長

全国学力テストの実施につきましては、当然飯塚市も小学校6年生、中学校3年生を対象に実施をしております。このことにつきましては、全国的な中で飯塚市の子どもたちがどのような段階にあるのかを把握することに有効であると考え実施をしておりますが、今質問者がおっしゃいましたような、本来の子どもたちの伸びを把握することこそ必要ではないかというようなことにつきましては、飯塚市教育委員会としても、そのような学習の認識を持っておりますので、小学校2年生から中学校3年生まで、4月の終わりから5月の中旬にかけて子どもたちの学習状況調査、NRT検査を実施をしております。それによりまして、1年生のときから2年生になって個人がどう伸びたか、もしくはその学級集団がどう伸びたかということを確認

しながら次の学習への支援や手立てに生かすような方策も取りつつ、国の方向転換だけに左右されないように努めておる次第でございます。

○ 永露委員

今、学力テストのことを言われましたけども、この学力テストの始まった当初、ある人はこう言っているんですね、いわゆる全国統一に6年生、中学校3年生に限ってのことですけれども、いわゆる対象が全員ですね、全員の子どもたちを対象にやるというこの目的というのがですね、はっきり言えば、学校や地域の格差の確認なんです。言葉をかえればその学校、その地域がどのような学力の状況にあるのかを確認するために行うんです。

もちろん確認だけではないですよ、それを確認したうえでどの対応策を取っていくということが第一義の目的でなされておったんですけども、そして、はっきり分かってどのような対応をとるかということで、ただしそのことに対する国は具体的な人の面とか予算の面で、これに対する手立てというのがあまりなっていないんですよ。精神論だけを押し付けてきたんですよ、教育現場に。昔の軍隊じゃないんですから、精神だけでそういうのができるわけじゃないんです。それをやる以上は、人、金、モノがいるんですよ。でもそういうことは一切、あってないでしょ、ゼロとは言いませんけれどもほとんどあってないですよ。精神論だけを求めてくるんですから、学校はたまったもんじゃないですよ。だから先生方がストレスが溜まったりするんですよ、子どもたちもたまらないですよ、コロコロ変えられて。

それで私は学力の向上ということが俗に言われてますけれども、これが抽象論的で分かりませんので、例えば私は学力の向上を図る上で、順番で考えて、まあ色々なことあると思います。一つのことだけできるとは申し上げませんが、大きな一つの方法としてはやっぱり習熟度別授業というのがかなり効果があると思うんです。ただこれを言うと、すぐ言われるんです。差別、序列化。必ずこれで行くんです。しかし、高校受験のときにその典型的な差別を行っておるんじゃないですか。数字で切ってしまうんですよ、昔、行ける学校から行きたい学校へというスローガンがありましたけれども、ありえないことじゃですか。それができないから、選抜をするんです。選抜の内容も少しづつ変わってきておりますけれども、やっぱり原則は数字です。数字で切るんです、足りなかったからあなたは駄目です、というのが現実でしょうが。だからその現実があるのに、下の小学校・中学校のところだけそんなきれいごとを言ったって駄目ですよ。現実もまた見なくては、だからこれを変えるには、高校・大学、あるいは広い意味では就職も含めて大きな社会的な変革をやらないと駄目ですよ、できませんよ。

そこで先ほど言いました習熟度別ですけども、今、お尋ねしますけれども、今例えば授業、30人40人おりますけれども、その中で授業はどのようなところを主眼に、ポイントをですね、下から上までの授業じゃできませんでしょうから、一人でやることに。どこらへんを主眼にやられてありますか。

○ 学校教育課長

文科省のほうで相対評価から絶対評価にというような方針の転換もありました。子どもたちへの学習の定着と伸びを重視するという基本的な考え方でございます。そのこともあいまって、学習指導要領に準拠した目標というのが、各教科、各単元、各項目ごとに定められておりますので、それを基準として授業を実施するように各学校、ほぼ共通に教育指導計画の再案ができております。その中では、成績でいいますと、今のお尋ねの回答になるかどうか自信がありませんが、成績中位分に視点を置いた学習を実施するようになっております。

○ 永露委員

だから今のシステムの中ではそうせざるを得ないんです。ですから、そうせざるを得ないということは、それが大きな原因でいわゆる落ちこぼれも出てくるんです。そこを中心でできないんですから。今先生言われましたように基本的には中位層をターゲットに授業をせざるを得ないわけですから。でも中にはたくさんいるんですよ、中位のことを分からない人間が。掛け算、

割り算が分からない人間が、いきなり因数分解とかそういったものを持ってこられて分かるわけじゃないじゃないですか。ですからそこにそういうものを拾い上げる、また逆に言えばいわゆる吹きこぼれとか浮きこぼれとかおりますけれども、分かりすぎる、授業が面白くない、ばかばかしいとか言い方悪いですけれども、そういう子どもたちもおります。

だから色々な多様な子どもたちがおる中で、同じ授業をやるのが無理なんです。無理なことを仕方ないからやっているだけなんですよ先生方は、片峯先生もそうでしょうけれども、仕方なしにやっているんでしょ、本当は違うことやりたいんだろうと思いますよ。だから私が今提案しているような習熟度別授業をやれば、特にこれは算数です、自慢ではないですけども私も未だに分数の割り算の理屈が分からないんです。おそらくみなさん方もそうなんじゃないですか、分数の割り算はひっくり返って掛けるだけというそういう覚え方しかしていないんですよ。何でそうなるのかというのは、やっていないんです。先生分かりますと思いますが、他の方はわからないと思います、その理屈が。ただひっくり返して掛けるということだけしか覚えていないんです、みなさんもそうでしょう。でも本当はそういうことの授業もしないといけないのです。何でかということ、何故かということ。時間もあってそんなことやる暇ないからやっているだけでしょう。

だからきめ細かな授業をするということでの習熟度別授業というのは非常に大事なことだと思うんですけども、私はぜひ、2クラスあれば、全部をしろとは言いませんけれども、少なくとも算数、数学とかねそういうことに対しては、2クラスの分を三つに分けて、表現はあんまりしたらすぐ差別とか言いますから、別にランク分けして、結果としてランク分けしてでもそこにそれぞれが分かりやすくできるような方法をぜひ取るべきだと思うんですけども、いかがですか。先生の気持ちは絶対そうだろうと思いますよ。でもそれを阻害するものがあるんでしょ。だから、その阻害するものがあるのなら私たちが協力しますよ。きっとあるはずですよ、いかがですか。

○ 学校教育課長

近年では、TTと言いましてそのような学力補充や発展学習の実施のためのプラスαの教員配置がほぼ全校でなされております。多くの教科が数学と英語での配置が多くございます。その配置された学校につきましては、分割授業と言いまして、今質問者がおっしゃいましたような習熟で、単元の学習の終末段階で習熟で分けて実施をする実施の方法と、単元の最初から、単純分割と言いまして習熟ではなく、少人数で分けて通して実施する方法と、いずれにせよそのような工夫を持って各学校、先ほどおっしゃいました落ちこぼしや吹きこぼしができるだけ起きないように授業の方法で工夫をしているところでございます。

今現在大きく阻害をしようとするような向きはございません。ただ、1年1組ですとか1年2組とかいうような生活学級と学習での分割での学級等を同一にすることは、さきほどおっしゃいましたような懸念がありますので、学習のときの集団と生活のときの集団の二通りの使い分けをしながら各学校対応している状況でございます。

○ 永露委員

そういう表現しかできないのでしょうか。いずれにいたしましても、先ほどからも発言があってございましたように教育に関しては、それぞれみなさん方が熱い思いを持っておられます。他の議員もそうだと思います。ですからそういう意味では、教育は聖域だと思っているんです。そういう意味での教育は聖域なんですよ。ですから何でもかんでも金を使えということではないんですよ。でもある一定の思いを持って、この聖域である教育にかかると本当の意味での教育改革はできないのです。だから先生もそういう意味での気持ちは持っていると思いますので、どんどんやられてください。私どももそれができるように、実現できるようなことであれば一生懸命応援しますからやってください。決意はいかがですか。

○ 教育部長

色々なご意見ありがとうございます。こういったご意見を基にしながら飯塚市の教育行政の活性化に向けて頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩します

休 憩 12:22

再 開 13:22

委員会を再開いたします。

佐藤委員から「文化会館の運営について」の所管事務の調査の申し出がっておりますが、審査の都合上、案件に記載の報告事項1から5までの審査を先に行わせていただきます。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、6件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「工事請負契約について」報告を求めます。

○ 契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配布しております工事請負契約報告書により報告をいたします。

今回報告をいたします3件の工事は、小・中学校の大規模改造工事でございます。入札執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会において、建築一式工事のI等級に格付けされる要件等を決定し、5月15日に入札公告を行い、6月2日に入札を執行いたしました。

その結果でございますが、12者から入札参加申請があり、資料1ページの穂波西中学校大規模改造(その1)工事につきましては、予定価格1億3,383万5,100円に対し、落札額1億1,375万9,100円、落札率84.99%で協同建設株式会社が落札しております。

次に、資料2ページの穂波西中学校大規模改造(その2)工事につきましては、先ほどの「穂波西中学校大規模改造(その1)工事」を落札いたしました協同建設株式会社を除く、11者による入札を執行いたしました。予定価格8,359万8,900円に対し、落札額7,105万8,750円、落札率84.99%で九特興業株式会社が落札しております。

次に、資料3ページの上穂波小学校大規模改造工事につきましては、穂波西中学校大規模改造(その1)及び(その2)工事を落札いたしました協同建設株式会社、九特興業株式会社の2者を除く、10者による入札を執行いたしました。予定価格7,787万2,200円に対し、落札額6,619万950円、落札率84.99%で神崎建設株式会社が落札しております。

今回の3件の入札につきましては、それぞれ2者以上の同額応札があり、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づく、くじ引きの結果、落札者を決定したものであります。以上簡単ではございますが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」報告を求めます。

○ 環境センター所長

公用車の交通事故について報告いたします。お手元にあります見取り図の県営住宅相田団地ほうの分でございます。本件事故は去る6月3日午後2時30分頃、環境センター職員が県営・相田団地内の市道上において、し尿集作車での作業を終え、補助員の後方誘導を受け後方移動中、運転席右、後方に駐車していた車輻に気をとられ、公用車の後方に駐車していた車輻に衝突し、相手方の車輻を損傷させたものです。双方に人身傷害はなく、車輻損傷は公用車にはありませんが、相手車輻の右フロントバンパー等の修理が必要となっております。事故の原因は職員の後方確認を怠ったための事故であり、損害賠償については現在相手方と協議中であります。

職員の交通事故防止については日々、朝礼等において安全運転の徹底に務めるよう指導しております。今後とも引き続き当該職員はもとより他の職員にも機会あるごとに安全運転を行なうよう指導いたします。以上簡単ですが公用車による交通事故の報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 佐藤委員

質疑はしません要望です。毎回出るんですね交通事故。いつも交通指導されてると言われるんです、それでも終わらないんです。そしたら違う方法を考えないといけないのではないのでしょうか。それとあと一点思うのが、これくらいの職員数であれば、民間ではこれくらいあっているのかなと不思議に思うんです。これはそこの課に言っても駄目でしょうけれど、副市长、やはり民間のですね同規模の会社でこれだけ事故が起こっているのかどうか調査されて、なかったらやっぱり方向を考えないといけないと思うんで、その辺を要望しておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありますか

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」報告を求めます。

○ 教育総務課総務係長

教育総務課長が総務委員会の予算審議に出席しておりますので、代わって報告させていただきます。

公用車による交通事故発生の報告をさせていただきます。平成21年6月15日(月)の午前8時00分ごろ、飯塚市勢田の穎田支所前バス停の停車スペースにおいて、飯塚市シルバー人材センターに運転業務を委託しております穎田小学校スクールバスが、児童を下車させるために停車場に停車しようとしてバックした際に、コミュニティバス運行のために待機駐車しておりました相手方車両左後部に市車両の右後部を接触させ、双方の車両を損傷させたものでございます。

スクールバスには20人程の児童が乗車しておりましたが、全員怪我がないことを確認し、その場で下車させております。また、コミュニティバスにつきましても乗員、乗客は誰も乗っていませんでしたので、双方に人身傷害はございません。車両の損傷の程度は、公用車は右テールランプ及びリヤバンパー、相手側は右リアフェンダー及びリヤバンパーの修理が必要です。

事故の原因はスクールバス運転手が、後方確認の注意を怠ったことが要因ですが、損害賠償につきましては、現在相手方と協議中であります。穎田小学校のスクールバスの運行につきましては、公用車を活用し、運転業務を飯塚市シルバー人材センターに委託しているものでありますので、同センターから事故報告書を提出させておりますが、今回の事故は運転者にとって

は初歩的なミスであり、今後このような事故を起こさないよう、同センターに対しまして、安全運転の徹底並びに運転者への指導を強く要望しております。また、当課の職員につきましても改めて安全運転に心がけるよう指導をいたしたところであります。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立潤野小学校におけるひき逃げ事件について」報告を求めます。

○ 学校教育課長

飯塚市立潤野小学校における引き逃げ事件について報告をいたします。

本年6月23日(火)、午後3時30分ごろ下校途中、学校近くで2年生男子児童が、普通乗用車にはねられました。児童は頭を強く打って重傷でありましたので、救急車で飯塚病院に搬送され緊急手術をいたしました。

加害者はそのまま逃走し、現在も警察が捜索中でございます。児童は脳挫傷による脳内出血及び内臓損傷の状況でございます。手術後、脳内出血のほうは大事に至らない状況までなりましたが、まだ意識が戻らないため集中治療室にて治療継続しているところでございます。

当日、教育委員会より市内の全小中学校に、登下校についての安全指導を徹底するよう文書でも指導いたしました。今後、車両で送迎する保護者も増加しておりますので、その際の交通安全上の注意も喚起していきたいと考えております。以上簡単ですが報告をさせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第28回飯塚新人音楽コンクールについて」報告を求めます。

○ 生涯学習課長

第28回飯塚新人音楽コンクールについてご報告いたします。

このコンクールは、新人演奏家の発掘・育成と地域音楽文化の向上を目指して飯塚文化協会飯塚、飯塚市、飯塚市教育委員会ほか4団体の主催で開催しているもので、昭和57年に第1回が開催され、今年で28回目となります。このコンクールは、予選から本選まで「飯塚方式」と評価されておりますボランティア団体による、心のこもった運営に大変感謝されて喜んでいただいております。今では、新人の登竜門として、また日本でも有数のコンクールとして、その名が知られております。

過去の受賞者が海外でのコンクールで入賞されるなど、その評価が高まるとともに、海外からの参加者も増えており、国際色豊かなコンクールへと成長しております。コンクールは、ピアノ部門と声楽部門で開催され、予選が5月3日から5日までの3日間にわたり行われました。

本年度は、ピアノ部門に64名、声楽部門に52名の申込みがあり、審査の結果、ピアノ部門18名、声楽部門17名の35名の方々が本選出場の資格を獲得されました。

6月7日(日)に行われました本選では、予選通過者は、存分にその実力を発揮し、すばらしい演奏が繰り広げられ、審査の結果、別紙資料に記載しております方々が入賞されました。なお、今後の予定ですが、10月24日(土)に、本選通過者を招いて、コスモスコモンで招待演奏会を開催する予定となっております。以上、簡単ではありますが、ご報告といたします。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います

○ 委員長

次に佐藤委員から「文化会館の運営について」所管事務調査をしたい旨の申し出があります。佐藤委員、その具体的内容の説明をお願いします。

○ 佐藤委員

文化会館、報告事項でもありますが、人員が変わったともお聞きしていますし、その内容等々をお聞きしたいと思っています。

○ 委員長

おはかりします。本委員会として「文化会館の運営について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって「文化会館の運営について」所管事務調査を行うことに決定いたしました。「文化会館の運営について」を議題といたします。佐藤委員に質疑を許します。

○ 佐藤委員

まずはじめに、文化会館に関係ある文化事業団の人員が変わったと新聞でも報道されていましたが、その内容についてお知らせください。

○ 生涯学習課長

現在、飯塚市教育文化振興事業団、理事の方が10名いらっしゃいますが、そのうち半分、5名の方が入れ替わっています。まず理事長小野正行氏が新しく理事長に就任されています。それから、新しく理事になられた方ですが、田子森生涯学習部長、それから理事として新しく平岡豊氏、平岡豊氏については、博報堂にお勤めになり、現在マーケティングプロデューサーとしてご活躍されています。次に栗原景子氏、NHK福岡放送局にお勤め後、現在ドリームズFM放送のパーソナリティーとして活躍されています。それから最後に大屋省子氏、九州大谷短期大学幼児教育学科の非常勤講師で、この方は第9回の飯塚新人音楽コンクールで声楽部門で本選入選された方で声楽家としても活躍されています。以上、新しく5人の方が理事として入っておられます。

○ 佐藤委員

今、何人かの説明がありましたが、市としてはどういう思いでこういう方たちを入れたのかお聞かせください。

○ 生涯学習課長

いま、文化事業団については19年に指定管理の公募がありまして、別の法人のほうに指定管理を、まあ、とられるというか、そういう結果になりまして、今現在1年間文化会館は直営で運営を行っています。その間力を付けるということで新しい理事を入れ、現在、来年度の指定管理をめざして企画、それから、企画書等を今つくっているという状況です。この中で新しく入った理事については、プロデューサーとか大学の先生を入れていきますので、そういう方で文化振興事業団のプロジェクトチームを作って、その作成をしておられます。

○ 佐藤委員

早速、指定管理者が出てきたんですが、私は文化会館の事業団を先に聞いて、次に指定管理者の質問をしようと思ったんです。私は別物だと思ったんでやったんですけども、飯塚市としては指定管理者制度にここを、文化事業団を導入したいために、こういう陣容を変更したと考えてよろしいのでしょうか。

○ 生涯学習課長

そういう意味ではございません。飯塚市が文化振興マスタープランを作成してまして、その中にあります市民のニーズに応えるための文化振興を達成するために、そういう目的で事業

団があるというふうに考えています。

○ 佐藤委員

そしたら先程の指定管理者という意味はどういう意味だったんでしょうか。だから議会も巻き込んで誤解させてるんですよね。だからそこをきちんとせんと前回の問題みたいになってくるんですよ。本会議でも一般質問でもそうです。なら、さっきの指定管理者どうのこうのという部分は、私たちはそう聞こえたんですよ、その発言は取り消されるんですか。

○ 生涯学習部長

基本的には飯塚市の考えといたしましては、前々から各委員会等でご説明していますが、市民から求められる、いわゆる文化芸術事業を高めていくということが一つの大きな目標でございますので、そういった中で、いろんな公の施設の中では、やはりそういった民間を導入して、そういった方のノウハウも高めながらですね、先ほどの財政効果も当然必要でございますので、そういったことから平成19年度に指定管理者導入を採用いたしましたして、結果的には民間が否決されましたけど、指定管理者制度というものはそのまま生かして行きたいという形で考えております。その中で事業団というのは先程申しました理事も新しく替わってるということで指定管理者の候補ということの中で、それぞれの事業団の中で、今計画立案がされてるということでございます。

○ 佐藤委員

聞かれたことだけに是非お答えしていただきたいと思います。先程課長が答弁された理由については指定管理者導入をめざしてというふうに私は聞こえたんですが、そこを撤回されるのかどうか私はお聞きしてるんです。

○ 生涯学習課長

撤回するものではありません。

○ 佐藤委員

それでは飯塚市としては今度の人員改革を行ったのは、指定管理者導入を目指してテコ入れたと考えていいんですね。

○ 生涯学習課長

はい、そのとおりです。

○ 佐藤委員

それであれば、指定管理者導入に関して事業団が取れなかった場合はどうなるんでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:43

再 開 13:52

委員会を再開いたします。

○ 佐藤委員

もう一度お聞きいたします。文化事業団、今度人員の変更されたんですね、その内容はお聞きしましたが、どういう理由でされたのか、もう一度おきかせください。

○ 生涯学習課長

すいません、申し訳ありません、市民の文化芸術活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造に寄与できることを充実させるために、メンバーを入れ換えて行っております。

○ 佐藤委員

若干先程のこととは変わりましたが、そうすれば設置の理由の時から含めて、今後市としてはどういう思いで事業団と関係をもたれるのかお聞かせください。

○ 生涯学習課長

文化振興マスタープランの文化振興の体制づくりの中にあります、市をはじめとする文化振

興事業団、市民団体や企業などと一体となって文化を進める体制づくりを進めて行きたいと考えています。

○ 佐藤委員

分かりました、それならば今現時点で前回指定管理者の選定に漏れるという結果になりましたけど、今のこの陣容、今のこの活動でですね、そこと遜色ない動きが出来ているのかどうかお聞かせいただけませんかでしょうか。

○ 生涯学習課長

現在、理事長を含む文化振興事業団では4名体制のプロジェクトチームを作っております。そしてまた新たに総合プロデューサーという方が職員として入っておられ、その中で新しいプロジェクトチームを作って文化会館のあり方なり文化関係団体との話しを持たれて今後の指定管理に向けて頑張っておられるというふうに聞いています。

○ 佐藤委員

是非ですね、せっかく人員を変更されて、これが住民のプラスになるように進めていただきたいと思っています。次に、文化会館の指定管理者導入についてお伺いいたします。2月25日の前厚生文教委員会ですね、そこで何点か、執行部と委員さんとのやり取りの中で、まず公募の期間については、当時の執行部の方が「3月中に指定管理者の導入推進委員会にはかりまして5月1日号の広報に5月6月の募集期間60日間を設けまして7月の3回の選定委員会をして8月には議案として準備できるよう9月に提案」というタイムスケジュールを予定として申されていますが、このとおりに行ってないと思います。その理由、なぜいかなかったかをお聞かせください。

○ 生涯学習課長

21年2月25日の厚生文教委員会で申したことですかね、はい。当初の予定より募集開始が遅れましたのは、公募を基本に考えておりますので指定管理者の公募要件に際し、平成20年8月に策定した飯塚市文化振興マスタープランで掲げる文化会館の役割を考えた中で、その役割を十分に担うことを指定管理者に求めなければならないというふうに判断し、そのような団体を選定するために、どのように募集要項に反映させるか、その協議に時間を要したために9月議会への提案が遅れてしまったということでもあります。

○ 佐藤委員

2月25日の時点で3月中に導入推進委員会にはかりたいという意向だったんですね、その時点で3月の導入推進委員会にもはかってないということでしょうか。

○ 生涯学習課長

3月の導入推進委員会の中ではそういうふうに報告しています。

○ 佐藤委員

そういうふうに報告、だからまだ時間が掛かりますよと報告されたんですか。

○ 生涯学習課長

いえ、先程委員がおっしゃったとおりの予定で当初は進むようにしていました。

○ 佐藤委員

では、どの時点でどの部分が遅れたんでしょうか、実際、次の報告事項になりますけども、後で聞かんでいいようにここできかせていただきますが、7月1日の広報に載せる訳ですね、ただこの時点では5月1日の広報に載せるということを書いてあったんです。どの時点で何が遅れたんでしょうか。

○ 生涯学習課長

3月の導入推進委員会の時には今委員が言われたようなスケジュールで進むようにしていましたが、4月に入って再度募集要項等を見直した中で、やはり文化振興マスタープランの文化会館の役割というところが反映されて無いんじゃないかという、内部での協議の中でそういう

意見が出ましてそこを慎重に協議した結果、それをクリアするための時間と、それとまた併せて、文化振興事業団からも今年4月で理事が大幅に入れ替わったこともあり、指定管理者に関する提案書の作成において地域との関わりを重視した提案書を作成するためにも、飯塚の文化や歴史などを調べるためにも、もう少し時間が欲しいというような要望があったことも一因としてあります。

○ 佐藤委員

人員が替わったということは執行部内が替わったということでしょうか、文化事業団が替わったということでしょうか。また、文化事業団が出てくるんですけども。

○ 生涯学習課長

文化事業団の理事が、先程言いました5名入れ替わりましたので、そういう方たちの、まだ少し調査する時間が欲しいという意味です。

○ 佐藤委員

また混乱をきたしますですね。事業団をするために市は動いてるんですよ、指定管理者に。そういうことを公の場で私は言うのはいかなものかなと。自分は前回から委員会において公募はいいですよと、一貫して公募はいいですよと、きちんと選定してくださいよということを一貫して言ったつもりです。そういうなんというか裏情報みたいなことをこういう公の場でね、言っていないのかなと、私は事業団にしてくださいとか言ったこともないんですよ、それで前回の議案には賛成している立場です。その辺を考えて言わないといけないということが一点。なんでこの委員会のときに早めに提案してくださいよって言ったのは、あなたたちの態度がいつもブレるんです。だから9月にかけて継続審査にでもしてじっくり審査して12月でも可決しようという思いでこのとき言ってあったんですよ、この委員さんも。いまでもブレてるんですね、考え方が一致していない。それにみんなが惑わされる、住民も振り回されるという状況なんです。で、7月1日ですよ、そしたら今後のスケジュールはどうなりますか。

○ 生涯学習課長

今後のスケジュールでございますが、7月、8月を公募期間として9月、10月を選考委員会、それで11月に決まりまして、12月の議会に上程するように考えております。

○ 佐藤委員

それであれば、12月に結局、議案を可決か否決か結果を出さないといけないと、前回と一緒なんですね。前はそれだったから、急遽否決になって直営でいこうということをしたんですね。だから前回の、これだけ議論を巻き起こした反省が私はないように見えます。それであれば、もっと考え方を、せつかく直営でされてある期間にきちんと考えられて、意志統一されて執行部としての体制を、ぶれないでしていただきたかった。ぜひとも9月に提案して、議会にも慎重審議、私はさせていただきたかったと思います。そういう思いを聞かれて、部長どう思われますか。

○ 生涯学習部長

先ほど課長が答弁しましたように、3月10日におきましては先ほど質問議員が言われたような状況の中で話を進めております。いわゆる5月からの公募、9月からの指定管理者の指定の議決というふうに、スケジュールはその当時はそういうふうになっておりました。しかし、いわゆる飯塚市文化振興マスタープランの中身をみますと、いわゆる今後の文化会館の管理のあり方、いわゆる文化事業のあり方などを色々プランに照らし合わせて検討したところ、もう少し、募集内容とか、そういうものをもう少し慎重に検討すべきではないかという内部の協議をいたしました中で、5月の市報になりますと4月9日に原稿をあげないといけない。そういった時間的な制約がありましたものですから、どうしても時間的に5月に載せられないということで、内部検討した結果、7月というふうな時期が遅れたことについて申し訳なく思っております。

○ 佐藤委員

真剣に議論やっているんですよ。申し訳ないで済めばいいんですけども、この思いとしてまた2点ほど聞きたいので、その後言わしていただきますけども、その時に文化関連団体との意見をいろんな形で聞きたいと、いうことを答弁してありますけども、どういう形で聞かれたのか、そしてどういうふうになったのかお聞かせください。

○ 生涯学習課長

文化団体等の意見を聞いたのかということでしょうか。団体といいますか、文化協会のほうとお話しする機会がありまして、文化会館の指定管理ということで、これは事務局会なんですけど、その中で文化会館の指定管理についてご質問がありました。私その時参加していたんですが、指定管理を22年度から予定しているのかという質問がありましたので、その中で、指定管理制度を導入することを予定しているというふうに申し上げますと、前回否決されたときと同じような募集内容でやるのかということを探ねられました。その中で、申し上げましたようにマスタープランを反映させたような形の募集にしたいというふうに申し上げました。そのときにはまだはっきり決まっておらなかったもので、今そういう形で検討しているというふうに申し上げ、お答えをした中で、文化協会としては、そういうことであれば賛成をしたいというふうなお答えをいただいております。

○ 佐藤委員

前回の議事録を読まれましたか。前回、担当課長は文化関係団体と色々な話をしまして、そういうものを募集要項、仕様等に反映していきたいと、そういう意見を聞かれてその意見は今度の募集要項等々、仕様書等々で繁栄されるんですか。

○ 生涯学習課長

今その中でも、そういう意見をいただきましたので、マスタープラン等含めてそういうことを反映させていきたいというふうに考えております。

○ 佐藤委員

わかりました。それから、今度の公募の範囲、グループの応募の使用の仕方とか、グループの関係が前回も問題になったと思うんですが、今回はどのように考えられていますか。

○ 生涯学習課長

これにつきましては、指針にある応募用件の中の「3」ということなんですが、団体については個人や法人の単なるグループではなく組織とありますが、ここでいう今回の募集要項でいう団体、グループの定義として私どもが考えておるのが、法人その他の団体というものであっても、すなわち単体の法人、その他の団体を意味するもので、またグループの考えは、単体の団体、すなわち法人その他の団体が二つ以上集まったものをグループと考えております。また、グループの用件としてはグループの名称の設定、代表者の選任、規約等の作成を用件としております。

○ 佐藤委員

わかりました。先ほどの話に戻りますけれども、どうしても私の頭の中でまだ整理できない。公募の期間等々も前回の委員会の意見を尊重していただけない部分も大変不満に思っております。それと、市がどう考えてあるのか、どうしてもこれに付きまとうのが事業団なんです。今の質問でも、事業団をここに取らしたいという思いがありありなんですね。市として。それで遅れているのかなと思いますし、それであれば取れなかったらどうするのかなと思います。前回の議論が何も生かされていないように思いますのでは、私はもう少し整理されて公募されるなら公募される、それが執行権でしょうから、されても結構なんですけど、もっと整理された方がいいと思います。以上です。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 瀬戸委員

佐藤委員と少しだぶるところが出てくるかと思いますが、まず文化事業団を当初、立ち上げられた目的と、また文化会館内に事務所を置かれてますね、この意味を少し、遡りますが聞かせていただけますか。

○ 生涯学習課長

文化事業団の設立の目的ということでよろしいでしょうか。教育文化振興事業団については寄付行為、第3条の中で、市民の教育、文化活動の振興を図るとともに教育文化施設及び附属施設等の管理運営の受託並びに当該施設の整備を行うことにより、個性豊かな地域文化の創造、発展に寄与することを目的とするというふうに規定されております。

○ 瀬戸委員

当該施設というのは、今のコスモスコモン、文化会館ということですね。今指定管理者制度とられて2年間文化振興事業団のほうに指定をして、公募しなくてやられて、まあ前回、19年度ですか、指定管理者制度を公募という形に切り替えられました。結果が否決となりました。先ほどいみじくも課長が、自分の心をそのまま表した言葉で、文化事業団を指定管理者制度で取らしたいというような答弁があったと思うんですが、指定管理者導入を取ること事態が、今考えてみたら間違いではないのかと思うんですよね。まさしく、文化事業団は文化会館を管理運営させるために作った、これは間違いはないですよ。

それで、2年間市のほうも理事に入られてます。3名ぐらい理事がいらっしゃいました。結局自分達が育てられなかったと、いわゆる飯塚市にいて飯塚市の文化を継承したり、文化会館をよその地区から来たところにプレゼンテーションで負けたと、私、プレゼンテーションはいかなるものかなと思うんですよ。結局、インターネットとかで見るとたくさんそういうコンサルがいるんですね、プレゼンテーション専門の。お金を出せばいいプレゼンテーションを作ってくれるんですよ。果たしてそういうところが来て、本当に飯塚市の文化が分かるのかと。東京の方がみんな来て、向こうから来て入り込んで、何が飯塚のことが分かるんでしょうか。どっかにまたぼんと下請け出して、いくらかの利益を持っていく、例えば先日のケイミックスさんにしろ東京舞台照明さんでしたかね、ああいうとこともすべて自分のとこが来て、機材とか持ってきてやられるわけじゃないんですよ。誰か代表の方が一人ぐらいこられて、こちらのどっかに下請け出されて、そして利益をかすって行くだけじゃないですか。もう目に見えたことですよ。それをどうして指定管理者制度をとってわざわざ入れなくてはいけないのか。これは文化事業団にさせるべきだということがまた、この頃みなさん再浮上してきているわけですね。先ほどいったプレゼンテーションは今回、公開、これは傍聴も公開なんですか。

○ 生涯学習課長

プレゼンテーションについては、応募者の了解があれば公開できるというふうになっております。

○ 瀬戸委員

それはどこで決めたのですか。

○ 生涯学習課長

「飯塚市指定管理者制度導入に係る指針」ということで、平成20年9月に改正されたものの中に記載されております。

○ 瀬戸委員

変更があったわけですよ。変更があったのにまたね、応募者が許す限りと、どっかで規制をかけて応募者が駄目とっているから駄目ですと言われればそれまでなんですよ結局は。違いますか。

○ 生涯学習課長

委員の言われるとおりです。

○ 瀬戸委員

その辺がおかしいんですよ。公開するならばすべて公開に素直にすればいいんですよ。どっかでいつも何か網をかけて玉虫色にしてしまう。選定委員会は公開なんですか。

○ 生涯学習課長

選定委員会の審査については非公開というふうになっております。

○ 瀬戸委員

それはどういうことで非公開なんでしょうか。

○ 生涯学習部長

この件については、総合政策のほうの事務局の中で、導入推進委員会の中で指針が定められておりますが、どういった経過でそのように、私のほうが存じませんので申し訳ありません。

○ 瀬戸委員

今総合政策課のほうがいまいませんから分からないということですが、これもおかしいと思うんですよ。どうしてオープンにできないんですか。たくさんオープンにしているまちはあるでしょ。ご存知ですよ。その辺がおかしいんですよ。何か疑念を払えないような、全てオープンでいいじゃないですか。そうすればみなさん聞きに行きたい方は聞きに行って、ああこれだった仕様がね、これは文化事業団負けても仕様がね、色々なことでああこれは完全にやっぱり他の事業者さんのほうが素晴らしい提案をしてあるということが分かればいいんですよ。分からないからこういうことになるんじゃないかなと私思っています。その辺も、まあ7月1日これされると言えば、執行権ですからされるんでしょうから、これはどうしようもないですけど、この辺りも少しこれから考えて、なるべく公開、オープンにしてしまうということを強く要望して終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 松本委員

先日、この件について一般質問させていただきました。大変みなさん方に時間も取らせまして恐縮だったんですが、あそこでまたいよいよ分からない。分からなかった部分がまたわからないというような。教育委員会なり総合政策なり、そういったところとの連携とかだいたいどうなっているのだろうかというのが正直な思いです。みなさん方も理解がよくできていないのに持ってきて、それを7月じゃ、8月じゃと言われているようにしか私には思えません。それで提案をされれば、また、みなさん方がぶれ動かれているのに、聞いているほうはなお分からない。どうなっているのだろうかということで、みんなこの委員もたぶんそんなふうな理解しれないと思います。先ほど佐藤委員のほうから、理事の5名が変わられたというご答弁がありました。この理事長さん、小野さんとおっしゃったと思いますが、こちらは近大の方ですか。

○ 生涯学習課長

近畿大学産業理工学部長をされて、退職されております。

○ 松本委員

文化に精通をしているとお考え、このメンバー見さしてもらおうと部長以外は何らかのそういう方々にお見受けをします。理事長についてもそういうふうな、私存じ上げませんので、そういうふうなことなのかお尋ねいたします。

○ 生涯学習課長

文化に精通しておられるというふうに認識しております。

○ 松本委員

私はそういうふうには承っておりません。ここでそうだ、こうだと論議をしても仕方がないのですが、このメンバーは4月からですよ、替わられたのは。どうなんでしょうか。

○ 生涯学習課長

4月1日からの就任でございます。

○ 松本委員

そうしますと、4月1日、5月、6月ですよ。3ヶ月。みなさん方が行政マンであっても担当課が替わったときにですよ、3ヶ月、ようやくその仕事がこんなもんなのかなとご理解がいただける期間ではないのかなと思います。先ほど5人のメンバー替わられて、ずいぶん事業団として変わっていったと、もちろん努力をしていただいているんだと思いますが、まだ3ヶ月ではその成果なり、そういったものを出す時間というか、そういったものには短すぎると私は考えますが、その辺はどのようにお考えですか。

○ 生涯学習課長

理事についても新しい人が入ったからといって、すぐに事業団の体質が変わるとは思いませんが、事業団の育成や改革については年度当初から取り組んでおります。来館者に対する挨拶や案内などの接遇、施設の環境整備に関する気配り目配り、ホームページの見直しや広報誌への市民の声の反映、文化会館の会員募集の方法など助言や指導を行い徐々にではありますが、改善が進み職員の改革もできつつあると考えております。また文化会館での文化事業については、新しい人が入ることで違った視点での企画、提案をすることができると考えております。さらに先ほども申しましたが、指定管理者に関する事業計画等の作成のためのプロジェクトチーム4名ですけど、もう立ち上げられ地域に根ざし地域の特性を生かし、また地域との連携を重視した企画書作りも今進められているというふう聞いております。

○ 松本委員

課長が前半答弁されましたことは、ごく当たり前のことなんですよ。文化事業団だからとか、何事業団だからとかいう話ではなくて、もう当たり前のことなんです。どこであろうとですね、そうしますとこの5人の理事が替わられたということで、ずいぶんと事業団が変わったと、変わっていったと、3ヶ月しか経っていないけれども、そして今度は指定管理者の色々なプロジェクトを組まれていると、そうしますと、この事業団は今度公募される指定管理者に応募されるというふうには私は理解をしますが、その通りですか。

○ 生涯学習課長

事業団についても今言われましたように、変わりつつあるし、変わっていつているというふうには私は感じております。また、指定管理者の公募に関しては応募されるものというふうには考えております。

○ 松本委員

つまり先ほどみなさんがおっしゃるように、5人の理事さんを入れ替えたこと、それは次の指定管理に向けて、あなた方は市民から求められる何かかんとか言われてますが、実際は今回手を上げる、それに対しての十分な勉強をする、その期間だというふうには私は受け止めております。今度、手をあげられるんでしょ、また、そしたらそんなふうには受け止めるというのはごく当たり前だと思いますがいかがですか。

○ 生涯学習課長

基本的には、先ほども言いましたけれど事業団としては、市民ニーズに呼応する芸術性の高い自主文化事業を実施し、市民の文化芸術活動の振興を図り、豊かな地域文化を創造することを目的としております。その一つとして、今回、貸館業務等を含めた指定管理に手をあげられるというふうには聞いております。

○ 松本委員

だからその手をあげられるのにですね、そういった理事さんたちが4月から5人替わりしました。なんとか今変わろうと、変わるかなと一生懸命もちろん10人の理事さんたちが努力をされているというふうには思います。しかし、4月からの3ヶ月で今度は公募をして、公募というのはあなた方が言われるように、全国から来るわけですよ。そういったときに、その成果と

どうか、結果が出せるような状況下にあるとお考えですか。

○ 生涯学習課長

現在の理事の替わった内容、事業団がやっておられる内容を見ておりますと民間の事業者とも十分に戦える力が付いてきたのではないかなというふうに私は感じております。

○ 松本委員

私はそう感じません。前回は事業団が手をあげられた、そして東京だとか大阪だとか色々なところがみえた。開けてみると事業団がそこまでいかなかった。民間のそういった、大阪だとか東京の業者さんということに、今回も理事さんをそういうふうにあなた方がてこ入れをされるのであれば、もう少し早い時点でされるか、もう少し先に延ばされるか私はどちらかでないのかなと思います。でないと先ほどもお話出てましたけれども、今度また同じようなことになったときには、それでは文化事業団の位置づけ、あなた方はどんなふうにお考えですか。

○ 生涯学習課長

今の質問は指定管理者とならなかった場合はどうなるかということによろしいですかね。平成21年1月29日の「第5回飯塚市教育文化振興事業団のあり方検討委員会」において、指定管理者の選定にもれた場合は解散する方向で事業団にお願いするというで決定しております。

○ 松本委員

今まで、事業団にみなさん方は飯塚市の文化というものをどっぷりと背負ってもらって、ここがコスモスコモンの運営をするのが当たり前ですと、ごく当然なことなんですというふうに言われてきたんです。そして、今回また理事さんを替えて、てこ入れと言ったらおかしいですが文化事業団をより腰の強いものにしようというふうにしておられるんだろうというふうに私は理解をします。今回、4月からの3ヶ月で文化事業団が本当に足腰が強くなるとしたらですよ、今まで何をされていたんですか、そしたら。聞かせてもらいますが、どうですか。

○ 生涯学習課長

今3ヶ月というふうにおっしゃられますが、20年度も直営でやってきておりました。その間、事業団も民間事業者と競争するための能力や体力をつけるために、おのずからやはり努力されておりますし、その後、今回新しい理事を迎えてまたさらに三ヶ月というかたちで、トータルとすれば1年以上、力を付ける期間があったのではないかなというふうに私は考えております。

○ 松本委員

今課長そういうふうには言われますが、それは答弁のための、本当に私どもが聞けばそうやって言われるけれども、本心そのふうにお考えですか。本当にそんなふうにお考えなっています。そして今度その公募にもれたら、審査にもれたら事業団は解散します、そんなあれはないんじゃないでしょうかね。

私はそれはあまりに乱暴すぎるというふうにはしか、今申し上げられませんが、あなた方がこのことについてもですよ、7月に市報に載せるとか載せないとか、この前企画調整部長が本会議の中で言われました。それはもちろんこの委員会にかけずとも、執行権でやることだからあなた達がなんぼ反対しようと、いかんと言ってもやるよと言われておるんではないかと、19年の12月に否決になった議会の位置づけ、一人足らなかったから否決になったとか、一人多かったから可決になったとか、そういう問題ではないでしょ。この文化事業団というものをどうして行くのか、今後またそれに市がどう関わっていくのかということが問われた議案だったんですよ。議会のほうからみなさんがたに警告ですよ。こんなことでいいんですかという警告をあなた方は受けたんですよ。

それにも関わらず、そこの位置づけたるや曖昧なままですよ、また同じようにいやいや力を付けておりますと、変わりました、変わろうとしよりますのでやりますと。全然変わってな

いじゃないですか。これは最初からボタンの掛け違いなんですよ。だからボタンの掛け違いを正常にするには、掛け違ったボタンのところまで還って、そしてそのボタンをはずして、またボタンを掛け直さないと正常にはならないのですよ。でもあなた方がやられていることは、私には見えないし分かりません、何をしようとされよるのか。

そして、この前の質問でも導入推進委員会のあり方についてもお尋ねをいたしました。そして、非公募・公募についてもこの件については導入委員会の方で諮られているというふうに、企画調整部長であったと思いますが、言われたように私は理解をしておりますが。その通りですか。

○ 生涯学習課長

今年3月10日の導入推進委員会のほうで募集要項、仕様書の中身についての議論と併せて公募で行くという確認をしております。

○ 松本委員

それですと、私どもには内容が見えて参りませんので、本日出していただくといっても時間の都合もありましようので次の機会に、その議事録の提出をお願いしたいと思います。委員長のほうでお取り計らいをしていただいて、次回お願いしたいと思います。次回ですので出していただきたいと思います。よろしいですか。

○ 生涯学習課長

導入推進委員会の所管が総合政策課になっておりますので、私どものほうで出せる出せないというのはちょっと回答できないのですが。

○ 松本委員

出せないことはないと思います。だから、あなた方の所管でないならば、総合政策のほうにこういう意見が出ましてその議事録を出してくれと言われておりますので、そのように計らってくださいとおっしゃれば何も出せないことはないと思いますので、それを要求します。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 14:32

再 開 14:32

委員会を再開します。

○ 松本委員

そのようにお願いをしますので、取り計らいをしてください。またこの次のですね、これ所管事務にかかってますので、私のほうもまたやります。その時に委員長のほうで取り計らわれるということですので、その時には出せるように用意を両課です、やっておいていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

○ 生涯学習課長

その旨総合政策課に伝えます。

○ 松本委員

そうしますと、一般質問、おとといですか、非常に推進委員会のこともお尋ねをして参りました。変えてもらいたいという思いで、お尋ねをしてきたわけです。このことについてはですね、みなさん色々なご意見お持ちかと思いますが、今日はですね、また議事録出していただいて、私は私の思いでするんですが、やっぱりあの、指定管理の件については行政が、あなた方が総合政策なり、よく打ち合わせをして、お話をされてそして委員会にも丁寧な説明が私は必要と、しないならしなくていいんだよと、それはしないならしなくていいかもしれません、執行権でやられることだから。でも、それだけ否決になってこれはおかしいですよという議会からの警告まで受けているわけですから、やっぱりそれは丁寧に、こういうふうに理事が変わりました、こういうふうがいい位置付けにもっていかうとしてますとか、努力をしていますとか、

いやいやまだ努力が足りませんか、そういったことを丁寧に委員会にお知らせになるべきじゃないですか。今回4月から私どもも、この理事さんではありませんが、市民文教委員会という形ですね、構成も変わってメンバーも替わっているんですよ。あなた方が執行権だからといって、何もそこにお話もない。あまりに無責任だと思いますが、部長その辺はいかがですか。

○ 生涯学習部長

今ご質問の委員が申されますとおり、私のほうもこういった市民文教委員会に遅れましたことについて深くお詫びしております。

○ 松本委員

それもですよ、そういった否決をされたという大きな荷物をその議案にはしょって、部長も代わられてきたと思います。当然そこら辺りのいきさつ、前後のですね、これについてはみなさんからのお話もありましょうし、自分でお調べになることもできますでしょ、そういったことを重ねてですよ、やってこられるのが当たり前だと思います。だいたい教育委員会として教育長にもお尋ねをしたい。そういったことにですね、本当に先ほどから教育の話も出てました、まあ指定管理と教育は違ひましようけれども、そういったことについてもどんなふうにお考えですか。あまりに議会に対して、委員会に対して、乱暴という言葉は適当であるかどうかは分かりませんが、というふうに思いますいかがですか。

○ 教育長

まず文化会館のことについてでございます。先の議会で否決されて以来、一番重くと言いましようか、その否決されたことを感じて、なんとかしなければいけないという感じでこの2年間近くを過ぎてきたと思っています。

そういう意味では職員との話はずいぶんやったなという感じを持っています。なにぶんにも文化振興事業団をどういうふうな形に進めていくのかというのは大きな課題でした。その間色々、どういう形で指定管理をしていくかということはあったわけでございますけれども、遡っていけばやっぱり指定管理を導入しようということが旧飯塚市の段階で決まり、新しい合併した段階もそれを踏襲していった経緯がございます。

ですから私としては、文化会館は指定管理です、指定管理は公募でいくというのが大前提であったと思いますし、それをベースにして色々考えてきたと思っています。そういう形で指定管理で一度公募して、そして事業団もそれに応募しながら否決されたという経緯があるわけですから、事業団そのものは出資法人ですから市が一番絡んでいる事業団でもあったわけだし、事業団の出所からしましても文化会館を建てるときに、この事業団をベースにして文化の振興、併せて文化会館の管理というのをですねお願いしていくということで作り上げていった法人でもあったわけでございますから、我々行政側としては文化事業団そのものは、ある面では身内的な要素もあったと思うし、そういう形で一緒にやってきたという経緯があったと思います。

ただ指定管理になって、お互いに公募して競争させていくという段階になった時点から、やっぱり事業団にはそれに見合うだけの力を要求されるように社会が変わってきたんだというふうに思っております。要求されておりながら、2年間は力を付けるためにということで随意契約されて、そして事業団が文化会館の指定管理でやってきたわけで、2年たって公募に応募して結局、選考委員会では負けたわけですけども、議会のほうで新しい外部の事業者に対して否決されたということになったので、その時点からやっぱり事業団そのものが今までのままでいいのかどうか、それから文化団体の色々な方々とも色々話をする中で、やっぱり文化事業団に対する色々な声が聞こえたりしましたので、何とかして文化事業団そのものを立て直さなければいけないということで、事業団とも話し合いも何回ももっております。そしてなんとかして改善していこうということを努力をしてきたわけでございますけども、今までの実績は実績として認めながらも、今の時代の中で必ずしも十分な力発揮できるところまで事業団が育っていないということがございましたので、改めてやっぱり飯塚市の地域文化の振興であるとか、

芸術性の高いものを地域の市民に提供していくという視点から考えたときの事業団がまだまだ力が足りないということがございましたので、事業団そのもののメンバー、そのものを替える中で体制を改善していこうというのが今度の大きなメンバー交代の要素だったというふうに思っています。

併せて、当然裏返しとしまして、やっぱり先の指定管理の公募というのがあるわけで、それに応募していただくだけの力も併せて付けていくというのも大きな課題であったというふうに思っております。一応法人でございますので、なかなか中に入ってすべてのものに対して我々が口を出して色々言うことができないところもあるわけでございますけれども、何回か話をするなかで、やっぱりそれに応えられるものを作り上げていってもらうということを前提にして4月1日から新しいメンバーに替わっていったというふうに思いますし、その新しいメンバーに対する、お願いしていく段階でもそれに応えられるだけの力を付けてもらうことを前提にしながらお願いしていった経緯もあるわけで、短い期間かも分かりませんが、それなりの対応をしてもらっているというふうに私自身は認識しております。

事業団との関係とか指定管理の関係はそういうことなんですが、それを議会なり委員会に報告した、していないの話に、そこに指摘をされますと確かに導入委員会とか内部の中では何回か話し合いをしてきた経緯があるわけございますけれども、話せる範囲についてはずっとやってきたと思いますし、先ほど資料要求されました、導入委員会の内容というよりも議会の中でずっとお話しながら、委員会含めて来年度から22年度は公募していくという話は、2年も直営にする時点から、そのことについては議会の中でも何回も話してきているわけでございますので、それを前提にしながら、22年度に向けて作業を進めてきたという経緯がございます。

ただ本来、日程が2ヶ月ぐらいずれたということについては、先ほどから色々担当のほうで説明しておりましたけれども、いわゆる募集要項作る段階で色々引っかかることもございまして、ちょっと出せる状況がなくて遅れたことについては、計画通りいっていないので申し訳ないと思っているんですが、いずれにしましても気持ちとしては、文化会館を拠点にして飯塚市の地域文化の振興であるとか、市民のみなさまがたに芸術性の高いそういう文化事業等を提供していく、そういうものがやっぱり文化会館に附せられた課題であるというふうに思っておりますので、そういう文化会館になるように、それができるよな、運営できるところにやっぱり指定管理という一つの手段が、今、もう、それでやっていく方向が出ているわけでございますので、それにふさわしいところがやっていけるように、なれるようにこちらとしては努力していきたいというふうに思っております。

その段階でもし事業団がとれなかったらとかいう話が先ほどから出ているわけですが、そのところについてはたればの話になるので、うちとしてはそこの絡みの中で、とにかく今事業団に新しいメンバーの中で頑張ってもらって、それに応えてもらうだけの力を付けて、そして勝ち取っていただきたいという、まあそれは元々出資法人でございますので、そういう関係がございましたから気持ちはありますけれども、一般競争入札ですから、その辺りは対等に戦ってもらいたいというふうに思っております。

全体的なところで、教育委員会のあり方の問題も午前中から言われておるわけですが、決して議会等をないがしろにして自分たちが勝手にやっているつもりは毛頭ございません。教育委員会の中でも、ただ議事録にと言われたときに、ちょっと今反省していますし、今後あり方は考えていきますけれども、お互いに情報交換できるような場をできるだけ多く作りながら、吸収しながらそれを施策に反映させていくということで、色々な事業を企画したりはしておりますので、気持ちとして議会を軽視するような気持ちは毛頭ございませんので、その点についてはご理解いただきたいというふうに思っております。

○ 松本委員

今教育長言われました、再公募していくということについては、前の厚生文教委員会といっ

てたときにお話をされております。確かにそれはされております。だから、そういったことをそれだけをとらえてそこで言っているのではないかというように私は聞こえますが、今回新しいメンバーにうちも替わりました。だから、そういったところにもやはりお知らせを当然される、あの本会議場で7月から公募しますと、ああいう形の中でされるということは、やっぱり委員会軽視と言わざるを得ないというふうに私は思います。

だから、私も文化というものについて文化事業団にぜひ、力を付けて欲しいという思いでおります。だから、なおなお申し上げているんです。その短い期間で再度また公募という中で、本当にそれができるのか。また同じようなことになるのではないのかなと危惧をするから、どうなっているんですかどうしてるんですかということをお尋ねをしようというふうに思うんです。色々なみなさん方もご努力をされているやに今の教育長のお話では承りました。私は私の感覚で先ほどから、この前の質問等でも申し上げますように、まず行政のほうが文化事業団ありきなんですよと、最初はね、だからここに非公募として管理運営を任せますのでということで議会でみんながそれではいいでしょうと、いうことから始まっているんですこのことは。それで前回導入されようとしたときに、文化事業団がその力がなかったと、そのようにみなさんおっしゃっていますので多分そうでしょう。公募にもれたということはですね。だから今回はその力をつけて再挑戦をされると言われておるわけですから、失敗があっては困るわけですよ。失敗がないようにぜひ、してもらわないといけない。じゃあどうするのかということをご自分でみなさんが論議をされているんです。だから私も何も指定管理に色々なことを、まあこの文化事業団ではなくても指定管理に出すことを反対しているわけではないんですよ。ただこのコスモコモンに限っては文化事業団という位置づけが大きいので、今後市がどんなふうに関わっていくのか、変えていこうとするのかということが大きい柱というふうに先日もしました。だから、また議事録も見させてもらってですね、みなさん方がどういう真摯なご答弁なりされておるのかということも、私も見させてもらいますので私は今日はこれで。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 14:50

再 開 14:50

委員会を再開します。

○ 瀬戸委員

後の報告のところ募集要項の充実というところで、どういうところが変わったのかまた聞かせていただきたいと思いますが。たとえば国の指定管理者の指針の中で、文化会館の場合は、いわゆる地域の文化事業に精通した、その事業を行っているところが選考委員に入るべきだというようなことが書いてあるんですが、今回文化事業団が一番地域の文化事業に手をつけてきたところだからそこに入るべきなんですが、その指定管理者として手をあげるわけですね。そうすると、選考委員会の中にどういう地域の文化事業に精通したところが、そういう方がいらっしゃるのかどうか、そういうところをどういうふうと考えてありますか、そういう方の選考はあるわけでしょう、選考委員会か何か知らないけれども、誰かありましたね、市長が任命される方と一般公募される方と、それとまあ学識経験、選定委員さんの件です、それは地域の文化事業に精通したところというのはどういう方を考えてあるか聞けますか。

○ 生涯学習部長

今度の選定委員会につきましては、学識経験者から3名、公募で2名、そして企画調整部長が委員とされます。10名以内となっておりますので、そういったところの専門、いわゆる地域文化に関わっている方を専門委員ということになるとは思いますけれど、まだ何名かということはまだ決定しておりません。

○ 瀬戸委員

本当に地域文化の事業に精通した、いわゆるやってきたところと書いてあるんですね、そういうところが望ましいと。しかし、いらっしゃいますか、例えばですね、後々の採られた後のモニタリングとか評価ですね、それも町内に市の中にそういう詳しい方がいらっしゃったら評価もできるし、モニタリングもできると思うんですよ。いないでしょ、例えば今の病院も指定管理者してやってますけどね、病院のことわかる方いらっしゃらないでしょ市の中に、そういうものを評価してく、そういう指定管理者制度を採って評価もできない、モニタリングもできない。そういう土壤ができていないのに指定管理者に出していくと、これ事態がおかしいと思う。今回事業団は一度ね、指定管理者制度決めていきますので、まあ7月1日出されると言ってますけれど、その辺りね、選定委員さんに関してはしっかりね地域文化、いわゆる先ほど言ったコンサルが来て綺麗なプレゼンテーションを作ったところにみなさんが心動かされるようなね、そして地元の本当に地域文化に承継していこうという文化事業団なんかがね、その落とされるというようなことが起きるんじゃないかとすごく不安なんですよね。だからその辺をしっかりとね、どういう方が入るのか、それも委員会の中で示すことができればね示していただきたいと、これはお願いしておきます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 14 : 54

再 開 14 : 08

委員会を再開します。

次に、「文化会館指定管理者の公募について」、報告を求めます。

○ 生涯学習課長

「文化会館指定管理者の公募について」ご報告いたします。文化会館につきましては、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画」において、今後も継続して筑豊地区の文化・芸術の中核的施設として、市民が満足できる文化・芸術事業を効率的に展開するため、平成22年度から再度、指定管理者による管理・事業運営を行うとなっております。

つきましては、平成22年度からの指定管理者に向けて、指定管理者の公募を行うこととし、来月7月1日号の市報並びに7月1日からの市のホームページに掲載するようにしております。

今後の日程につきましては、7月1日から8月31日までを公募期間とし、8月18日に現場説明会、応募受付は8月31日と9月1日の二日間で受け付けます。また、9月、10月を選定期間とし、選定委員会（プレゼンテーション等）を開催していただき、10月末までに出される選定結果を12月議会に提案するように計画しております。

今回の公募において、前回と変わった点でございますが、募集要項にあります申請資格を、「法人その他の団体」から「文化芸術事業を実施している法人その他の団体」に変更しております。

その理由でございますが、平成20年8月に策定されました「飯塚市文化振興マスタープラン」に掲げてある『文化会館の役割』として、市民ニーズに呼応する芸術性の高い自主文化事業を実施し、市民の文化・芸術活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造に寄与することが掲げられており、この役割の実現を図るためにも、質の高い文化芸術事業等を主体的な提供できる指定管理者ということを必要条件といたしました。以上、簡単ではありますが、ご

報告といたします。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 松本委員

ここにマスタープランが出てまいりました。先ほど課長のほうが文化振興の体制づくりという中で、市をはじめとして、飯塚市教育文化振興事業団また市民団体や企業などが一体となって文化振興を進める体制づくりを整備し振興を図っていくと、先ほど言われましたよね体制づくりの中で、それでこの今、指定管理の推進を読み上げられました報告事項ですね。これについてもマスタープラン掲げてある理由をおっしゃいましたので、今私も体制づくり、課長が言われとようにその通りだと思しますので、そういったことも含めて考えておられるというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○ 生涯学習課長

平成20年3月26日に飯塚市振興審議会からマスタープランの答申があり。平成20年8月に、先ほど言いました文化振興マスタープランを策定しましたが、文化振興マスタープランの策定当時は文化振興事業団が指定管理者であったことから、文化振興マスタープランの文化振興の体制づくりの中で、先ほど言いました市をはじめとし文化振興事業団、市民団体や企業などが一体となって文化振興を進める体制づくりを整備し推進を図ることの文言を入れております。

しかし、今後も引き続き文化事業団が行うことを決定したものではありません、今後は平成22年4月からの指定管理者制度を導入するために7月の応募に向けて新理事を含む文化振興事業団のプロジェクトチーム4名と総合プロデューサーで企画立案等の作成を行うこととなります。市としましても文化振興事業団のプロジェクトチームと今後の文化会館のあり方、地域文化、文化関係団体などの情報について意見交換を行っていきたいというふうに考えております。

○ 松本委員

お尋ねをしたつもりでしたが、そういうことであればまたお尋ねをしないといけないようになります。20年に策定をされているんですよね、マスタープランですね。先ほども言うように19年の12月ですよ否決というのがですね。その後このプランが策定をされて今、私が読み上げたように振興事業団だとか市とか団体だとか色々なところが関わって、飯塚市の文化の振興を進める体制づくりをしていくというふうにこれには謳っておられます。先ほど課長もこの文言を言われたと思います。だからマスタープランのそういったことを言われよるんだなというふうに私は理解をしていたんですが、それと今度の導入のことについては関係がないと、関係があるかないかで言うのですよ。そんなふうな今のご答弁のように私は聞いたんですが、違うんですかね。私の理解が間違えであればお示してください。

○ 生涯学習課長

あくまでもマスタープランの中では、文化事業団が存続することを条件にそういう文言を入れております。もし事業団が存続しないような状況になりうれば、そういうことの中から事業団という言葉が抜けるというふうに理解しております。

○ 松本委員

事業団を存続させるためにですね、事業団というのはこういう理由で大切なんですと、だから色々な理事さんやらを替えてでもやっついこうと言われてるんでしょ、違うんですか。

○ 生涯学習部長

その当時はですね、文化振興事業団が指定管理者でおられましたので、その間に作られたものでありますから、当然現状に照らした中でのこのマスタープランだと考えております。

○ 松本委員

そうしますと、今言われた文言、課長も先ほど言われましたとよね、体制づくりの中で。言

われませんでしたか、私はマスタープランのことを言われているなというふうに理解をしていたんですが、そのように言われませんでしたか。体制づくりの中で、私と同じことを言われませんでしたか。言われたでしょ。

○ 生涯学習課長

当時はということでした。

○ 松本委員

では導入するにあたっては、そういうもろもろ、文化事業団であるとか市の団体だとか企業だとかそういったことが一体となってやっていくというふうには考えてないというふうに理解していいですか。

○ 生涯学習課長

そうではありません。先ほども言いましたように事業団が存続する時点においては、一緒になってやっていくということでございます。

○ 松本委員

だから事業団がそれだけ大切なんだから、存続をさせるためにこうやって今努力をさせているわけでしょ。事業団自身も生まれ変わろうとして努力をされているわけでしょ。違うんですかね。

○ 生涯学習部長

先ほど課長が答弁した中で、存続という言葉が出ておりましたが、この体制づくりというのはあくまでプランの中で、そのときの体制づくりにおいて市と事業団とそれと市民団体等また企業など一体となって、文化振興を進めるという体制づくりの中でのことですので、まあそれを今年度においても引きずるということではございません。

○ 松本委員

そうすると、今年度はどういう体制づくりとお考えですか。

○ 生涯学習部長

現在、振興事業団がありますので、今年度はここにあげられている体制づくりで行っていくということです。しかし、平成22年は新たな指定管理者の体制づくりということになります。

○ 松本委員

それはそうでしょうけれども、この事業団という位置づけをこういうふうに考えておられるわけでしょう。今は、今は考えているんでしょう。こういうふうには。違うんですか。

○ 生涯学習部長

先ほど課長が答弁いたしましたように存続している間のことでございますので、そのときは事業団と一緒に体制づくりをしていくということでございます。

○ 松本委員

だから、今存続しているんでしょう。だから今こういうふうに考えてあるんでしょうと聞いているんですよ。

○ 生涯学習部長

その通りでございます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 瀬戸委員

募集要項、これは7月1日にはインターネット等で募集かけられるから出てくるんでしょうけど、

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 15:20

再 開 15:20

委員会を再開いたします。

○ 瀬戸委員

募集要項は今資料として提出できますでしょうか。委員長の方でお取り計らいをお願い致します。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 15:21

再 開 15:22

委員会を再開いたします。

○ 瀬戸委員

先ほど募集要項の充実を行われたと、文化協会などの意見を取り入れて募集要項を作られたとお聞きしましたが、募集要項の内容等のどの辺りが以前と変わったのか聞かせていただければ、何点か変わっていると思うんですが、そのへんを要点を聞かせていただければいいと思いますが。

○ 生涯学習課長

先ほど指定管理者の公募についての報告の中でもございましたが、一番大きく変わった点としては、申請資格を前回は「法人その他の団体」ということで、個人以外であればすべて応募してよかったものを今回は「文化芸術事業を実施している」という文言を付けた法人、団体というふうに変更しております。大きな点はそういうところがございます。これについては、グループとなっても文化芸術事業を実施している団体のグループでないと駄目だということになっております。

○ 瀬戸委員

文化芸術事業を実施している団体となると、結局今他のところで指定管理者を、もう文化会館を運営しているとか、例えばうちの文化事業団みたいに現実にやっているところという意味ですか。

○ 生涯学習課長

そのとおりでございます。例えば文化振興事業団が大きな一つの例となります。

○ 瀬戸委員

そしたらですね、飯塚市の文化に精通しているとかそういうことは入っていないのですか。

○ 生涯学習課長

そういう形の文言は入れておりません。

○ 瀬戸委員

飯塚市の地域の文化に精通しているとか、そういうことは入っていないのですか。飯塚の文化でしょ、よそのまちの文化ではないわけですから、せめて地域文化に精通しているとか、そういうものが入ってないとおかしいのではないですか。

○ 生涯学習部長

先ほども何度も答弁している中に、文化振興マスタープランがありますので、それはあくまでも飯塚市が作成したものですので、その中にやはり地域文化を発展させるものとか、筑豊の中心となる文化会館とかそういうマスタープランに基づいてやっていますので、そういうところを十分ご理解いただくところに応募いただくというふうにご考えております。

○ 瀬戸委員

募集要項に入ってますかということを知っているんですよ。

○ 生涯学習部長

地域文化に精通したという文言は入っておりません。

○ 瀬戸委員

例えば募集されて、選考委員会までいったときですね。その中で評価点方式でしたよね、前の分見せていただいたら。その中にはそういう、評価の仕方の中には何かそういうところに入っているんですか。

○ 生涯学習課長

評価の中には入っております。

○ 瀬戸委員

それは結局、募集要項には載ってなくて評価の中ではそういうものが出てくるということですね。それとですね、先ほど法人、その他の団体ということで、前みたいにグループも駄目だと。その中でさっきおっしゃいましたけど、文化事業をしている団体のグループだったらいいけど、別の団体は駄目だと。例えば前に言ったようなビルメンテナンス会社とか、警備会社とかいうのと、例えば文化事業団が三つ組んだグループなどは駄目だということなんですね。となると、文化事業をしているところ同士がやると。文化事業というのは相対的に幅広でしょうけど、今言うこの文化事業を実施している団体と言われてましたが、どういうところまで入っているんでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 15:27

再 開 15:28

委員会を再開いたします。

○ 生涯学習課長

ここで示しております文化芸術事業ということで音楽、舞踏、演劇、美術、その他の文化芸術の鑑賞事業、舞台演出、舞台機工操作等、それから二つ目として市民の文化活動の育成支援、三つ目として文化芸術に関する情報の収集提供、4つ目として文化芸術に関する調査研究展示等、こういうところがやれる法人団体等というふうに考えております。

○ 瀬戸委員

理解できる分とできない部分があるんですが、非常に難しいなと思いましたが。例えば簡単に言えば嘉徳劇場さん、ああいうところはいいんですか。

○ 生涯学習課長

嘉徳劇場のような大衆演劇場についても、これに該当するというふうに考えております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、閉会中の特別付託事件について、松本委員の発言を許します。

○ 松本委員

閉会中の委員会において「環境について」、「学校教育について」及び「学校給食について」の以上3件を閉会中の継続審査事件として、付託していただきたいと思っておりますので、委員長においてお取り計らいいただきますようお願いいたします。

○ 委員長

ただ今、松本委員から「環境について」、「学校教育について」及び「学校給食について」、以上3件の特別付託について申し出がっております。

おはかりいたします。本件3件を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「環境について」、「学校教育について」及び「学校給食について」、以上3件を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。なお、本件については、会議規則第98条の規定に基づき、議長に申し出をいたしますので、ご了承願います。

以上をもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉 会 15:53